

日野町を市とする処分申請書

東京都南多摩郡日野町



日調発第一〇七六号

昭和三十八年九月二日

東京都南多摩郡日野町長 古 谷 太 郎

東京都知事 東 龍 太 郎 殿

日野町を市とする処分申請について

東京都南多摩郡日野町を市とし、昭和三十八年十一月三日から施行いたしたいので、地方自治法第八條第三項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請いたします。

日野市役所

資 料 室



關

係

書

類



一、理由書（経緯の概要を含む）	1
二、議会の議決書および会議録の写	4
三、町の現況表（A）	14
四、町の現況表（B）	18
五、市名・および市名選定の理由	32
六、市役所の位置ならびに位置選定の理由およびその経緯	33
七、関係図面	34
八、住民感情の動向	42
九、市となるための要件を証する資料	45



一  
理

由

書（経緯の概要を含む）



(一) 町は市制を施行することによつて行政の水準を高め、住民に対しより良いサービスを供与することを念願としている。

日野町の人口は、昭和三十八年七月一日現在五三、七三〇人に達し、その産業構造においても都市的業態に従事する世帯主およびその世帯員は、全体の八八%を占め、その大多数は町内に所在する大工場において、いわゆる国策に沿う重要産業に従事している。また町の形状も家屋は連たんし、道路は縦横に走り都市的形態は概ね整つており、上下水道等町事業は近隣先市に対し遜色のない状態にある。

一方、地方自治法その他の法令によれば、地方公共団体の行い事務について、市は町村よりはるかに多いサービスを住民に供与すべきことを規定してある。

これによつて、上述のごとく既に都市的環境におかれている住民に対し、先市と同様のサービスを供与し、市民的感覚に基づく住民意欲の高揚と相俟つて諸般の施設を増強し、福祉国家建設の一端をになうことが日野町に課せられた責務と考えるものである。

(二) 住民は市となることによつて、行政、社会経済、家庭生活上において更に向上することを切望している。現在の日野町民は、理想的な都市計画のもとに明るく美しく住みよい環境、商工業の発展、交通通信施設の完備、教育文化、福祉施設の拡充をねがっている。

これらの希望を早急に解決する道は、市制施行に基く市の形態の整備と都市的施策の遂行によるほかないものと考える。

(三) 市となるべき要件は備つている。

後述の「現況表 A・B」および「市となることを証する資料」によつて明らかであるが、日野町は昭和十年前後より工業適地として着目され、いわゆる「日野五社」を初めとする十数社の進出があり、戦後の経済発展につれて大小八〇社あまりの工場が設立され、これに伴つて遂年の増加してきた人口は昭和三十三年七生村との合併時には三万人を数え、新町誕生と同時に開発された多摩平団地その他十指にあまる分譲住宅地の入居によつて飛躍的に増加し、本年六月五日実施された常住人口調査によれば五四、一三三人を数えるに至つた。

町内の国鉄中央線、京王帝都電鉄に属する駅はその数六に達し、各駅を中心として形成された市街地はすべて接続しており、町全体は既に市的形態をなしていると言つても過言ではない。即ち人口密度は町田市の一、二六七人、八王子市の一、〇六四人に対し、日野町は一、九八一人（昭和三十八年七月一日現在都総務局統計部「東京都の世帯と人口」）となつており、先市に対して遜色を認めないことが立証される。

官署は八、公署は三を数え、学校については新に都立工業専門学校のほか明星学院大学等の設立も予定されている。

公営企業については上水道並びに下水道事業を経営し、相当の業績をあげているが、更に拡張計画をすゝめている。

国、都税の一人当り納税額も近隣市町をはるかに上廻る状態にあり、日野自動車工業(株)を始めとする、いわゆる日野五社及び東芝電機(株)日野工場を中心とする各事業所の発展および一般勤労者の所得の増加による町財源の見通しは極めて明るいものがある。

現在、日野町の都市計画においては、昭和五十年の人口を十二万と想定し、住宅地および工業団地の開発を行い、居住と商工業の発展についてより以上の充実を期している。

以上の概況によつて、日野町が市となるべき要件は充分に満たされているものと考えられるものである。

経緯の概要

日野町の住民登録人口が、その数五万を突破し、市となることが町当局及び住民の間に話題とされるに至つたのは、昭和三十七年六月末であるが、同年十月一日新市小平市の誕生によつて、日野町民の中から「人口五万になつたのだから市になれるのではないか」「日野町はいつから市になるか」等、町当局に対して再三の問い合わせがなされるに至つた。日野町長および日野町議会は、地方自治法第二五四条に係る人口定義の改正を市制施行準備の第一方針と定め、同様の条件を具備する大阪府北河内郡門真町、東京都北多摩郡東村山町、同保谷町の四町を以てする市制連絡協議会を設けて、その事務局を日野町におき、同年十月三十日より「市の要件中、人口の定義改正促進」に関して政府並びに国会に対し陳情を行い、再三の折しよを重ねた結果、昭和三十八年六月四日地方自治法第二五四条に係る人口定義の改正が行われた。

一方、町長は昭和三十七年十一月十八日日野町広報（市制特報第一号）によつて、市制施行の意志および市制の準備について町民に発表し、更に昭和三十八年一月一日広報（市制特報第二号）において、日野町長並びに日野町議会議長の年頭の辞として、「昭和三十八年は日野町が新市として躍進する年」であることを述べ、人口定義改正に関する陳情等、市制準備の経過について報告を行うとともに、町内各所に会合を設けて町民と懇談し、町の現況、市制の必要性及びこれによる行財政面の変化、利害得失等について説明し、単独市制の実現について町民の意向を打診したところ、何れの会場においても市制施行に賛意を表し、早期施行を望む声が圧倒的であつて、市制そのものに反対な意見は全くなかつた。（八 住民感情の動向参照）

こゝにおいて日野町は、昭和三十八年六月一日町民集会場、七生支所、第二、第五小学校に町民を集合し、「日野町を市とするための常住人口調査を行う」旨を告げて調査に協力を求めた。

次いで六月五日日野町常住人口調査（指定統計第一〇四号の四）が町民の自発的協力によつて極めて円滑に実施され、日野町人口は五四一二人（六月五日現在）（官報一〇九六三号）なることが立証され、市となるべき要件中、人口については一応の資格を得るに至つた。

以上の経過によつて、町民の市制施行に関する意向は明白となつたので、八月二十四日日野町議会全員協議会において市制を施行する旨発言がなされたが、全員一致してこれを諒承した。

かくて日野町長は新市建設について、大いなる希望と確信を以て昭和三十八年八月三十日「日野町を市とする処分の申請について」を町議会に提案し八月三十日絶対多数を以て可決された。



二、議会の議決書および会議録の写



議案第五一号

日野町を市とする処分の申請について

東京都南多摩郡日野町を市とし、昭和三十八年十一月三日から施行する処分を東京都知事に申請するものとする。

昭和三十八年八月三十日提出

同日原案可決

日野町長

古

谷

太

郎

この謄本は議決書の原本と相違ないことを認証する。

昭和三十八年八月三十一日

日野町議会議長

正

国

務



昭和三十一年度第五回臨時會（八月三十日）

日野町議會會議錄

（第五一號）

南多摩郡日野町議會



昭和三十一年八月三十日第五回臨時町議会議録

昭和三十一年八月三十日第五回臨時町議会議は、日野町役場に招集された。

- 一、応招議員は次の通りである。
- |       |     |       |       |       |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 第一番   | 正 国 | 留 三 郎 | 第二番   | 滝 瀬   |
| 第三番   | 丸 山 | 留 三 郎 | 第四番   | 大 越   |
| 第五番   | 板 橋 | 七 郎   | 第六番   | 古 谷   |
| 第七番   | 和 田 | 武 三 郎 | 第八番   | 石 川   |
| 第九番   | 滝 瀬 | 新 太 郎 | 第十番   | 遠 藤   |
| 第十一番  | 金 子 | 新 太 郎 | 第十二番  | 長 谷   |
| 第十三番  | 清 水 | 祿 之 助 | 第十四番  | 吉 富   |
| 第十五番  | 高 田 | 美 都 雄 | 第十六番  | 関 口   |
| 第十七番  | 馬 場 | 淳 吾   | 第十八番  | 奥 住   |
| 第十九番  | 加 島 | 兼 吉   | 第二十番  | 米 沢   |
| 第二十一番 | 山 下 | 新 太 郎 | 第二十二番 | 大 野   |
| 第二十三番 | 永 原 | 三 郎   | 第二十四番 | 佐 々 木 |
| 第二十五番 | 北 村 | 文 芳   | 第二十六番 | 安 西   |
| 第二十七番 | 伊 藤 | 芳 雄   | 第二十八番 | 浜 田   |
| 第二十九番 | 清 水 | 芳 雄   | 第三十番  | 三 浦   |
- 二、不応招議員は次の通りである。
- な し

三、出席議員は次の通りである。



六、本会議の書記は次の通りである。

教 育 長
教育庶務課長
学 務 課長
社会教育課長
衛生処理場長
七生支所長

七、会議事件は次の通りである。

議案第五一号 日野町を市とする処分の申請について

八、議事日程は次の通りである。

日程第一 会期の決定

日程第二 会議録署名議員の指名

日程第三 議案第五一号 日野町を市とする処分の申請について

八月三十日（金曜日）

午後四時十分 開議

議 長（正国 務）

ただいまから昭和三十八年度第五回日野町議会臨時会を開会いたします。

現在の出席議員数三十名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。これより本日の会議を開きます。

室 生 下	栗 谷 中 葛 中 永
田 沼 田	山 村 岡 島 野
輝 フ 昌	有 多 亮 唯 武 林
子 代 久	子 喜 助 男 男 弘

議 長（正国 務）

日程第一「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日の一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（正国 務）

御異議なしと認めます。よつて会期は本日の一日と決定いたしました。

議 長（正国 務）

続いて日程第二、会議録署名議員についてお諮りいたします。

会議録署名議員につきましては、八番、九番にお願いしたいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（正国 務）

御異議なしと認めます。よつて

八番 石 川 佐太郎 議員

九番 滝 瀬 武 三 議員

をお願いいたします。

議 長（正国 務）

日程第三、議案第五一号 日野町を市とする処分の申請についてを議題といたします。

議 書 記 議案第五一号を朗読

議 長（正国 務）

本案に関し提案理由の説明を求めます。

町 長（古谷 太郎）

町を市制に施行することは、これによつて行政の水準を高め住民に対しよりよいサービスを供与す

ることということになるわけでございます。

一応これまでの経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のように昭和三十七年六月に当町は人口五万人を突破いたしました。その後遂次人口増を見、本年六月四日の地方自治法第八条及び二百五十四条の改正によりまして人口五万人を超える町村にあつては市とすることができるといふうに規定され、これに対する総理府統計局の指定調査が六月五日に行なわれたわけであります。

その結果、五万四千二百二十三人と決定いたし、七月四日付の官報第一万九百六十三号に公示されました。以上の条件のもとに於いてさらに市となるべき普通地方公共団体の具有すべき条件が多々ございしますが、これらにつきまして事前にも事前に自治省及び東京都の御調査を願ひ、当町としては合致しているという一応の確認を得たわけでございます。そこで大体の上部官庁の御了解がございましたので、申請書の提出をいたしたいと考へ、同議案を提出した次第でございます。

御承知のように市の形態におきましては、地方自治法その他の法令によつて地方公共団体が行う事務が町村よりはるかに多く、さらに住民に対してより多くサービスを供与することが規定されております。又住民は市になることによつて行政、社会、経済、家庭生活その他について多くの便宜を国及び地方自治体から供与されるように規定されております。

現在日野町は、日野都市計画のもとにおいてよりよい環境と商工業の発展を期するために種々の施設の完備を必要としている状況でございます。これらの中に於いてこの施設の拡充に対し町村の形態であるよりは市制施行によつて東京都又国等の一段の御協力を得て住民の要望にそいたいと念願しているものであります。御承知のように、町村から市になる場合に於いて国は多くの制限を設けております。そのサービスに価するだけの能力を持つてゐる、又将来それになりうる可能性の十分ありうること等が市になるための重大な要件になつてゐるわけであります。

幸い当町の場合、これらの要件を備えて今後国あるいは東京都から市としての待遇を受け、街建設を進めることができる状態に現在達したわけであります。

議

長（正国 務）

まことに私共といたしましても喜ばしい限りと存じます。  
先程申し上げましたように住民に対するサービス、行政水準のより向上を願いたく市制を施行いたしたいと存じ提案した次第であります。  
以上が市政施行えの提案の趣旨でございます。

議

長（正国 務）

ここで本案に対しまして質疑に入るわけではありますが、先般の八月二十四日の全員協議会に於いて慎重審議がなされ、集約がされてあると思しますので、この質疑は省略いたします。

ただちに討論に入ります。

討論の通告がございますので遂次指名をいたします。

最初丸山議員にお願いいたします。

（丸山議員登壇）

三

番（丸山留三郎）

日野町の歴史の中で画期的な本件に関し、住民の代表として審議にあたり一言意見を申しのべます。  
結論から先に申し上げますと私は本議案に対して賛成であります。

全員協議会に於いて市制準備の手順その他について若干の意見はあつたように見受けられますが、市制は我々議員や理事者の名譽心を満足させるためのもではなくあくまで住民福祉を向上させるために施行するものであります。

従つて住民の大多数が市制を望んでいる以上、早期に市制実現をはかることが必要だと思ひます。  
よつて私は市制施行については施策の充実及びこれに対する執行の確を望むとともに堅実さと熱意をもつてこれに當つていただきたいということ意見を申しのべ本議案に対する賛成討論といたします。（拍手）

議

長（正国 務）

次に安西議員にお願いいたします。

二十六番 (安西 信)

御指名がございましたので、討論をのべさせていただきます。

(安西議員登壇)

二十六番 (安西 信)

私は本議案について賛成の意を表するものであります。

当町は戦後地方自治法の確立により一躍クローズアップされてきましたことは皆様もすでに御承知の通りであります。

而も時代の変遷とともに産業経済の発展は目ざましく財政は急速に上昇し都市的形態又文化施設面に於いても他市に比較して遜色なき現状であり、市としての条件をことごとく具備しているものと思われまします。市制施行によつて住民の福祉面に於けるサービスは町よりも、より以上に供与すべきことを地方自治法その他の法令に於いても明示されており、又市制施行することによつて無形的価値の増大ははかり知れないものがあると考えられます。

従つて当町今後の発展の上からもプラスになる面が多く見受けられると思ひます。以上のような理由で私はできるだけ早く市制をしき、住民福祉の向上を期すべきであると思ひます。議員諸君におかれましても全員一致を以つて議決されることを望んでやみません。

これを以つて私の討論は終りいたします。(拍手)

議長 (正国 務)

次に和田議員にお願いいたします。

七番 (和田七郎)

御指名によりまして意見をのべさせていただきます。

(和田議員登壇)

七番 (和田七郎)

市制の施行に対しては結論から申し上げますと私は双手を挙げて賛成するものでございます。日野町は長い歴史と伝統を有する由緒ある町であることは皆様もすでに御存知のことと思ひます。

爾來幾多の変遷を経て今や市制を施行しようという段階に達しておるのでございます。村から町へ町から市へ躍進することは住民の等しく願つてゐるところであり、実現を目前に控えまことに慶賀の至りと申すべきでありましょう。市制施行によつてより一層の進展を願ひ将来のためにも明るく住みよい清潔な地域にしたいと望むのも当然と申さなければなりません。幸いにして当町は昭和三十四年五月首都圏整備法に基く市街地開発区域の指定を受け大規模な工場の進出、都市計画に基く市街地等他に類を見ない新興都市と化しつつあり十万人の都市が誕生するのも間近かと考えられます。よつて私共の議員時代に画期的市制施行についての議案を審議決定することはまことに光榮とするものであります。

市制施行後は我々は重大な責任を痛感し行政水準の向上、即ち住民の福祉向上のために努力する覚悟を新たにするものであります。議会も理事者も全力を結集して目的達成に努力されることを願ひまして私の賛成討論といたします。(拍手)

議

長(正国 務)

以上をもちまして討論を終結いたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長(正国 務)

御異議なしと認めます。よつて討論を終結いたしました。

これより議案第五一号、日野町を市とする処分についての件を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議

長(正国 務)

全員起立であります。

議 長（正国 務）

よつて議案第五一号、日野町を市とする処分の申請については原案の通り可決いたしました。  
以上を以つて本日の日程は議了致しました。会議を閉じます。  
これを以つて昭和三十八年度第五回日野町議会臨時会を閉会いたします。

午後四時二十九分 閉会

右会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和三十八年八月三十日

日野町議会議長	正 国 務
議 員	石 川 佐 太 郎
議 員	滝 瀬 武 三

この謄本は会議録原本と相違ないことを証明する。

昭和三十八年八月三十一日

東京都南多摩郡日野町議会議長

正 国

務



三、町  
の  
現  
況  
表  
(A)





都 税	納 税 額 (千円)	納 税 額 (千円)	納 税 額 (千円)	企 公 施 文 業 營 設 化											以高 上等 学学 校校 のの		区 別					
				所 得 税 (法人)	電 自 ガ 軌 下 水 運 動 児 童 遊 園 地 館	自 動 車 ス 道 道 道 場 園 地 館	軌 道 道 道 場 園 地 館	水 道 道 道 場 園 地 館	運 動 場 園 地 館	児 童 遊 園 地 館	公 民 會 堂 館	公 民 會 堂 館	資 料 館	図 書 館	大 学 校	高 等 学 校						
一人 当 り (円)	四 九 八 五 三 九	六 八 九 六	三 五 九 六 〇 五	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	一	二 四	一	二 四	〇	一	〇	一	一	日 野 市	新 市 名
一 人 当 り (円)	一 六 〇 六 五 一	三 六 〇 四	三 三 〇 七 二 八	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	一	一 五	〇	二 〇	〇	〇	一	三	五	町 田 市	比 較
一 人 当 り (円)	一 〇 五 〇 二 五	二 八 〇 一	一 四 七 八 二	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	一 二	〇	一 八	〇	〇	〇	〇	二	昭 島 市	市 名
納 税 額 を 昭 和 三 八 年 四 月 一 日 入	昭 和 三 七 年 度 分 納 税 額 一 人 当 り 納 税 額 は 昭 和 三 七 年 度	昭 和 三 七 年 度 分 納 税 額	昭 和 三 七 年 度 分 納 税 額	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭 三 八 七 一 現 在	昭 三 八 七 一 現 在	昭 三 八 七 一 現 在	昭 三 八 七 一 現 在	備 考
									五 六 頁	四 九 頁			四 四 九 八 頁	七 四 五 八 頁	四 四 九 八 頁	七 四 五 八 頁	〃	〃	〃	四 四 九 八 頁	四 八 頁	関 連 資 料



区別	新市名		町田市		昭島市		備考	関連資料
	日野市	比	町田市	較	昭島市	市名		
電信一日 当り平均 受	1300	1110	1250	1093	1048	昭三八七一 現在		
電話加入者数	3109	4200	3296					
郵便局(等級別)数(局)	普、簡、特三	普、簡、特六	普、特二					
ラジオ聴取者数(戸)	1573	6439	1486					
テレビ聴視者数(戸)	20114	12569	8560					

四、町  
の  
現  
況  
表  
(B)



(一) 位置および地勢

新市は東経一三九度二二分一七分、北緯三五度三八分一三九度四二分、東京都政区域の西南部で、都心より四〇キロメートルの地点に位し、北は多摩川をへだて昭島市、立川市、国立町、府中市に、西は八王子市、南は多摩丘陵を境として由木村、多摩村と相接している。

新市の面積は二七・一一平方キロメートル、東西七・五九キロメートル、南北五・八五キロメートル、大体は平坦であるが、西部の台地と東部の平地にわけることができる。台地は多摩丘陵に属し、平均標高一〇五キロメートルで武蔵野の風景を一望のうちに収めることができる。

この台地は昭和十年頃より大工場が進出し、一大工業団地を形成しているが、近年住宅団地の開発も著しく、日増しに近代家屋が増加しており、就中多摩平住宅公団は日本有数の大団地として新市人口急増の因をなしている。新市の中央部を流れる浅川は東端において多摩川と合流し、この流域に豊沃な水田地帯があり、都下有数の穀倉として知られていたが、工場の進出、鉄道及び道路の開発とともに、一部をのこして商住地が発達し、現在は全くの市街地となつている。

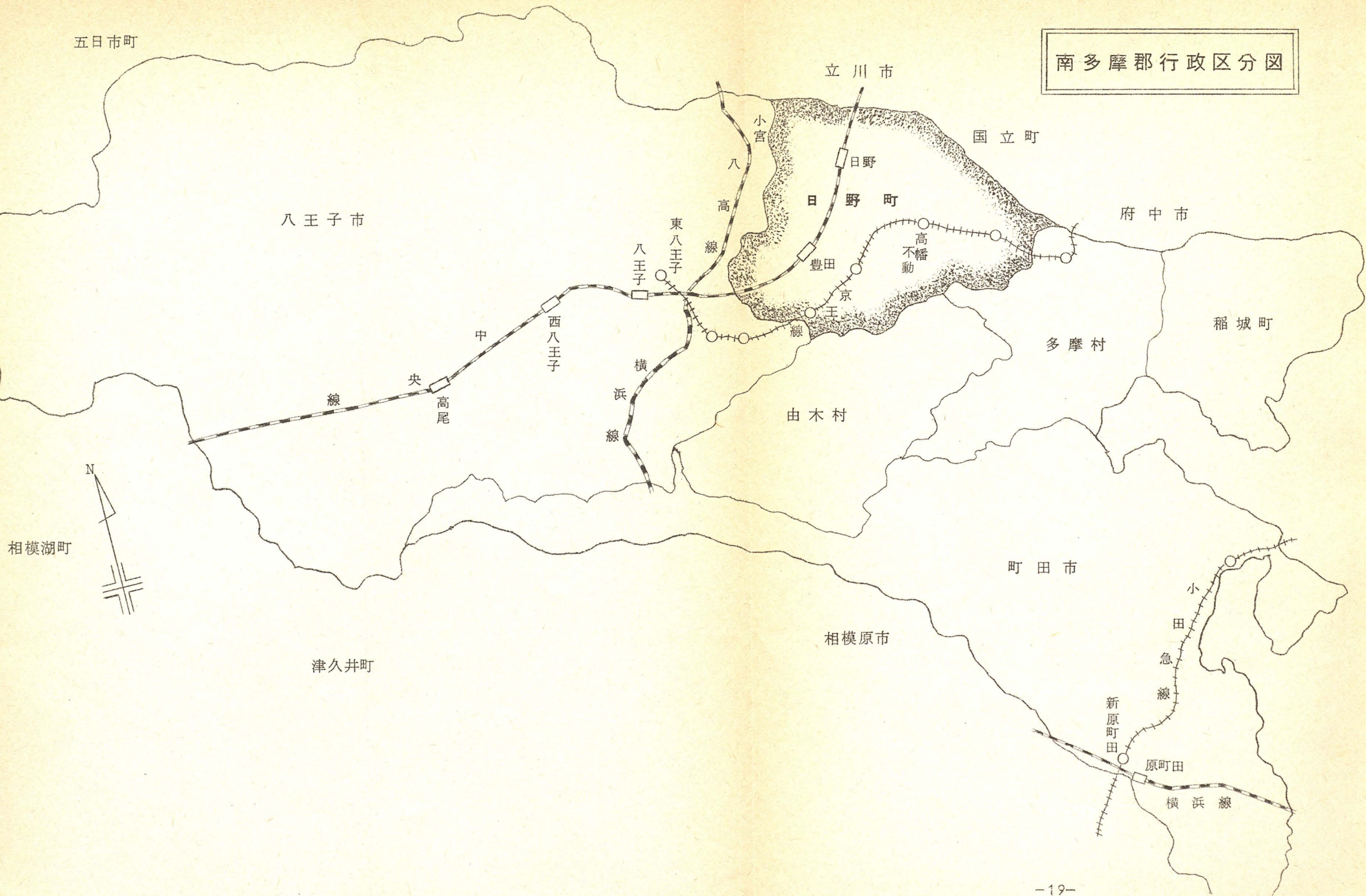
主な道路は国道二十号線（甲州街道）が日野橋より市街地を通り、台地工業地帯を経て八王子市に至り、都道八七号線は国道より分岐し、市庁舎を経て多摩村に至る。一方都道八七号線より分岐した路線は高幡橋より京王電鉄に並行して走り、豊田駅において都道一〇五号線に合し八王子市に至つている。

国鉄中央本線は市の西部を南北に横断し、日野、豊田の二駅を設け、京王電鉄は多摩丘陵と浅川の中間平地を東西に走り、その間に四駅を配している。主要道路及び各鉄道の沿線は各駅を中心として家屋が密集して市街地を形成している。

このように日野市は自然と文化がよく調和した基盤の上に、日を追つて住宅、工場が建設され、将来の限らない発展を期待することができる。



南多摩郡行政区分図



1875



(二) 大字名および住民数

(昭和三十八年七月一日現在東京都推計人口)

大字名	住民数	備考
日野	二四、二八四	旧日野町
宮野	三九五	
上田	二、八五〇	
下田	五四三	
新井	八三四	
万願寺	三一八	
石田	三〇六	
豊田	一〇、二七一	
川辺堀之内	一、六三四	
栗ノ須	六〇四	
西長沼	七七	
南平	三四五	
平山	三、二八三	
程久保	八六九	
高幡	一、八九六	
三沢	一、一二六	
落川	一、一六九	
百草	六二二	
南平	二、三〇四	
計	五三、七三〇	
日野	二四、二八四	旧七生村
宮野	三九五	
上田	二、八五〇	
下田	五四三	
新井	八三四	
万願寺	三一八	
石田	三〇六	
豊田	一〇、二七一	
川辺堀之内	一、六三四	
栗ノ須	六〇四	
西長沼	七七	
南平	三四五	
平山	三、二八三	
程久保	八六九	
高幡	一、八九六	
三沢	一、一二六	
落川	一、一六九	
百草	六二二	
南平	二、三〇四	
計	五三、七三〇	

(三)

産業別人口および世帯数

(昭和三十八年七月一日現在)

区	分	世帯	人口	計										
					無職および分類不能	公務	サ ー ビ ス 業	運 輸 通 信 お よ び 、 そ の 他 の 公 益 事 業	金 融 保 險 お よ び 不 動 産 業	卸 売 お よ び 小 売 業	製 造 業	建 設 業	鋳 業	漁 業 お よ び 水 産 、 養 殖 業
		一、〇八一	六二八三	一三、八五三	五三、七三〇									

注 1 昭和三八、七、一現在の東京都推計人口および世帯数を昭和三〇年国調産業別人口によつて分類推計したものである。

2 なおこの推計は東京都統計年鑑の産業別流出通勤者調(三〇年対三五年)の延び率により、補正を加えたものである。

(四) 官公署

(2)(1) 「九、市となるための要件を証する資料」参照(四七頁)  
消 防 設 備

(五) 諸学校調 (市町村立)

(昭和三十八年七月一日現在)

消防署員数	三二人	自動車ポンプ	救急車	備考
消防団員数	五台	三輪車ポンプ	手引動力ポンプ	本町の常備消防は日野町消防署として設置されたものであるが、昭和三十五年四月東京都に委託された。
五四〇人	—台	—台	可搬動力ポンプ	
	—台	三台	貯水池槽	
			消火栓	
			一一三槽	
			三二三個	

学校名	教員			非講師	計	学級数	児童		計	敷地数	校舎延坪数	備考(職務)
	校長	教諭	助教諭				男	女				
日野第一小学校	—	二七			二八	二二	四九三	四八三	九七六	六、三三六	一、二五四	—
〃 第二 〃	—	一六			一七	一一	二〇八	一九五	四〇三	三、九六九	七五六	—
〃 第三 〃	—	一七			一八	一三	二〇五	二四〇	四四五	四、六四五	八六八	—
〃 第四 〃	—	一六			一七	一二	二七〇	二五〇	五二〇	四、七一七	六四八	—
〃 第五 〃	—	三一			三二	二六	六一七	五七四	一一、一九一	五、一八九	七五九	—
潤徳小学校	—	二一			二二	一五	三一八	二八五	六〇三	四、八四六	七三四	—
同 落川分校		三			三	二	三二	二九	六一	一、九五	四二	
平山小学校	—	一二			一三	九	一六七	一六八	三三五	一、八〇六	六〇五	—
第一中学校	—	三一			三六	二一	四八一	四八五	九六六	六、〇一四	一、二九一	—
第二 〃	—	三六			四〇	二五	六〇四	五六二	一、一六六	八、一七〇	一、三七六	—
七生 〃	—	二〇			二五	一二	二七四	二八一	五五五	六、一六一	七六〇	—
計	一〇	二三〇		一一	二五一	一六九	三、六六九	三、五五二	七、二二一	五二、〇四八	九、〇九三	九

注 講師は非常勤

(六) 文化施設

「九、市となるための要件を証する資料」参照（四八頁）

(七) 伝染病院、隔離病舎および一般病院調

(昭和三十八年七月一日現在)

名称	種別	医師数	病床数
医療法人 七生病院	精神病	七	二三八
方倉病院	一般	三	二〇〇
花輪病院	一般	七	五〇
町立日野国民健康保険病院	一般、伝染病	六	三七
計		二三	三四五

(八) 産業交通

(1) 重要物産調

(昭和三十七年度)

生産品名	生産量		総額(千円)	一人当り額
	数	一人当り量		
自動車	四二、〇〇〇台	〇.八台	三八六七七二九〇	七四一.三六三
フィルム	二、七八七、八三六 <sup>m</sup>	五四 <sup>m</sup>	五四〇七二五四	一〇三.六七二
写真薬品	二、四九五、〇七〇個	四.八個	三五六七九五	六.八四〇
電磁振動機器	五、一九〇台	一.台	六四八、五〇〇	一.二四三.三
機械振動機器	三〇〇台		三〇四七七七	五.八四三
高圧ヒューム管	四五、〇〇〇 <sup>ト</sup>	〇.九 <sup>ト</sup>	三七二、九六〇	七.一五〇
腕時計	三〇〇、〇〇〇個	五.七個	一、八六五、一四〇	三五.七六〇
計算機			四三五、九〇〇	八.三五七
自動車部品			一、一六四、一七〇	二.三三二〇

生産品名	生産量		生産額	
	数量	一人当り	総額(千円)	一人当り(円)
工業計量器測定器			二、五三八、八四〇	四八、六七六
クランクケース 铸造			四八一、一九〇	九、二二五
ホーロ抵抗器			六三、三一〇	一、二一三
漂白剤			一三二、五一〇	二、五四〇
チヨコレート			一六六、四三〇	三、一九〇
織物			二四三、七五〇	四、六七三
無線機			一一九、八八〇	二、二九八
その他工業生産物			一、四四九、三〇〇	二七、七八七
米 麦 類	四、〇五三、五〇〇 Kg	七八 Kg	一六四、三三八	三、一五〇
園芸	六一五、二一三 Kg	一二 Kg	一四一、九一〇	二、七二〇
畜産	六八八、二〇 Kg	一三 Kg	八四、七五〇	一、六二四
養蚕	九五四、〇 Kg	〇、一八 Kg	五、八八八	一一二
その他農産物	七八七、五 Kg	〇、一五 Kg	一、五七五	三〇

(2) 注 昭和三十七年度工業統計調査を基本として実態調査により修正を加えたものである。  
金融機関調

(3) 「九、市となるための要件を証する資料」参照(六四頁)  
会社工場調

(4) 「九、市となるための要件を証する資料」参照(六五頁および八六頁)  
主要幹線街路調

「九、市となるための要件を証する資料」参照(六九頁)

(九) 財政

(1) 町有財産調

(昭和三十八年七月一日現在) 財産台帳による。

種別	單位	備考	土地				有価証券	現金
			宅地	畑	林野	合計		
その他	三七五八八八〇〇円	車輛一九台二七二四六〇〇円 機械五台五三〇二二〇〇円 消防車二九台一〇五六三〇〇〇円						
立木								
建物	一二七七五坪七八九	学校八三八二坪八三 その他四三九二坪九五九						
合計	六七〇三九坪三一							
八坪〇〇								
宅地	六七〇三坪三一	学校四二一二六坪 その他二四九〇五坪三一						
畑								
林野								
宅地								
有価証券	二二五五、〇〇〇円	電信電話債券 二二枚						
現金	五九七、九七三円							

(2) 町債調

「九、市となるための要件を証する資料」参照(五九頁)

(3) 予算額調(昭和三十八年一般会計及び特別会計当初予算)

(1) 歳入

款別	一般会計		特別会計	
	予算額	予算額	予算額	予算額
町税	四一、八五七、〇〇〇		三九、六七七、〇〇〇	
地方交付税	一、〇〇〇		七、六三二、五〇〇	
公益企業及び財産収入	四、七〇〇		四一、四六四、〇〇〇	
国民健康保険事業勘定				
国民特別会計直診勘定				
町立国民健康保険病院勘定				

(口) 歳出

分担金及び負担金	三、一、二、五、六、〇〇	公益質屋特別会計	二、五、三、一、〇〇〇
使用料及び手数料	二、三、〇、七、〇、八、〇〇	用地特別会計	一、五、四、一、五、九、二、〇〇〇
国庫支出金	一、四、五、九、二、一、九、〇〇〇	用品特別会計	一、二、三、一、二、五、七、〇〇
都支支出金	三、四、二、八、七、四、〇〇〇	水道事業会計	五、五、五、一、七、五、〇〇〇
寄付入金	一、〇〇〇	下水道事業会計	九、七、五、二、九、四、四〇〇
繰入金	五、六、〇、〇、〇、〇〇〇		
繰越金	二、〇、〇、〇、〇、〇〇〇		
雑収入	八、九、六、〇、四、〇〇〇		
町債	四、三、〇、〇、〇、〇〇〇		
歳入合計	七、四、六、二、二、九、八、〇〇〇	計	三、二、三、〇、四、七、八、一、四〇〇

款別	一般会計		特別会計	
	予算額	特別会計	予算額	特別会計
議会費	一、四、六、〇、九、〇〇〇	国民健康保険事業勘定	三、九、六、七、七、〇〇〇	
役場費	一、一、一、三、八、〇、六、〇〇	国保特別会計直診勘定	七、六、三、二、五、〇〇〇	
消防費	二、三、五、三、〇、八、〇〇〇	町立国民健康保険病院勘定	四、一、四、六、四、〇〇〇〇	
土木費	一、〇、六、四、六、〇、六、〇〇〇	公益質屋特別会計	二、五、三、二、一、〇〇〇	
教育費	三、〇、四、一、一、〇、九、〇〇〇	用地特別会計	一、五、四、一、五、九、二、〇〇〇	
社会及び労働施設費	一、七、二、四、〇、五、〇〇〇	用品特別会計	一、二、三、一、二、五、七、〇〇	
保健衛生費	一、〇、二、九、二、〇、五、〇〇〇	水道事業会計	五、五、五、一、七、五、〇〇〇	
産業経済費	一、一、八、四、六、一、〇〇〇	下水道事業会計	九、七、五、二、九、四、四〇〇	
財産費	四、〇、〇、一、四、〇〇〇			
統計調査費	一、二、六、四、一、〇〇〇			

(4)

輕自動車税					固定資産税	市町村民税			税率調	歳出合計	予備費	諸支金	公債費	選挙費	款別	一般会計	特別会計	予算額				
二輪の小型自動車	輕自動車					原動機付自転車	法人税割	所得割											均等割		税率	備考
	農耕作業用	四輪貨物用	三輪乗用	二輪															法人	個人		
二、五〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、五〇〇円	第一種 五〇〇円	1.4/100	地方税法第三一四―三別表による	一、二〇〇円	二〇〇円	8.1/100	七四六二二九八〇〇	四二四八二〇〇	三五、五九三、一〇〇	一〇、六二四、四〇〇	一、九九九、六〇〇	予算額	予算額					
"	"	"	"	"	第二種乙 八〇〇円			二〇〇円				計				會計別	予算額	三二、三〇四、七八一四				
"	"	"	"	"	第三種甲 一、〇〇〇円																	

(昭和三十八年七月一日現在)

国民健康保険税				都	木	電	市	税
世帯別平等割	被保険者均等割	資産割	所得割	市	材	気	町	目
				計	引	ガ	村	考
				画	取	ス	た	
				税	税	税	ば	
							こ	
							消	
							費	
							税	
								率
九九〇円	二三〇円	$\frac{9}{100}$	$\frac{1.5}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	
一世帯当り	被保険者一人							備

(5) 税目別納税成績調

「九、市となるための要件を証する資料」参照（五七頁）

(6) 既往三ヶ年間で別町税滞納額調

「九、市となるための要件を証する資料」参照（五八頁）

(7) 人口一人当り固定資産評価額調

「九、市となるための要件を証する資料」参照（六二頁）

(8) 地方交付税調

「九、市となるための要件を証する資料」参照（六二頁）

(十) その他

(1) 土地家屋・償却資産

(1) 現況

（昭和三十八年三月三十一日現在概要調書による）

区 分	地 積	地 積	土		地		計	家 屋	償 却 資 産	
			田	畑	宅 地	山 林			原 野	そ の 他
総 評 価 額	一三四七四六千円	三七九七反	五二一五反	一三二一三七一坪	三九五四反	九三〇反	一七九二七反	三二二九五五坪	四二一九六一千円	三八四一八二七千円
単 位 当 り 価 格	三五四九四円	一七八九七円	九一三九七千円	九三九一三五千円	二一九六二千円	二二五千円	二九三七三千円	一三二一六八八千円	二〇七〇三円	

(口) 家屋増減調

(昭和三十八年三月三十一日現在概要調書による)

年 度 別	総 坪 数	増 減	備 考
昭和三十四年度	二〇一、五五六坪	増 五五二一三坪	昭和三十三年 度 総坪数 一四六三三四坪
昭和三十五年度	二二九、九二五坪	増 二八、三六九坪	
昭和三十六年度	二六四、六九六坪	増 三四、七七一坪	
昭和三十七年度	二九三、五〇八坪	増 二八、八一二坪	
昭和三十八年度	三二二、九五五坪	増 二九、四四七坪	

(2) 有権者調

有権者数	確 定	農業委員会委員選挙有権者数	確 定
三〇、一〇八人	昭和三十八年四月十七日	二、二四〇人	昭和三十八年三月五日

(3) 特別職調

(昭和三十八年七月一日現在)

職 名	人員	報酬又は本俸月額(円)	任期のあるものについては 年月日	備 考
町長	一	七五〇〇〇	四一、三、八	
助役	欠	六五〇〇〇		
収入役	一	五七〇〇〇	四一、一、二、五	
教育長	一	六二、〇〇〇	四一、四、二、七	

文化財 専門委員	日野町 青少年委員	社会教育 委員会			国民健康 協同會		固定資産 審査員會		選舉管理 委員會		農業 委員會			監査 員會		教育 委員會			町議會			
		委員 員	副 議長	議 長	委員 員	會 長	委員 員	委 員 長	委員 員	委 員 長	委員 員	副 會 長	會 長	議 員	學 識 經 驗 者	委員 員	職 務 代 理 者	教 育 委 員 長	委員 員	議 員	常 任 特 別 委 員 長	副 議 長
一〇	一〇	二七	二	一	八	一	二	一	三	一	二四	二	一	一	一	二	一	一	二〇	八	一	一
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	一五〇〇	二四〇〇	三六〇〇	三八四〇	四八〇〇	一八〇〇	三六〇〇	一一五二〇	一二九六〇	一四四〇〇	一六〇〇〇	一七〇〇〇	一八〇〇〇	二〇〇〇〇
三九	三九	三九	三九	三九	四〇	四〇	三九	四〇	四〇	三九	三九	三九	四一	四〇	三九	四〇	四一	四一	四一	四一	四一	四一
七六	三三一	三三一	三三一	三三一	三三一	三三一	四七	四七	三三一	三三一	二	二	二	三八	四二七	四二七	四二七	四二七	三八	三八	三八	三八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	年	"	"	"	"	年	"	"	"	額

(4)

一般職員

(昭和三十八年七月一日現在)

職名	人員	一人当り本俸(月額)	平均年令	平均勤続年数	備考
吏員及び相当職	一三六	三二、七四一円	四〇歳	一〇年	
その他の職員	一七九	一九、二三七円	三二歳	五年	
計	三一五	二五、九八九円	三六歳	七五年	

消防団							消防委員	工場誘致審議会委員	建設審議会委員	民生委員推せん委員	体育指導委員	職名	人員	報酬又は本俸月額(円)	任期のあるものについては 任期満了年月日	備考
団員	副部長	部長	副分団長	分団長	副団長	団長	員	員	員	員	員					
四六七	二七	二七	八	八	二	一	一五	九	一四	七	一五					
	一、二〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	六、〇〇〇	九、六〇〇	一二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	五〇〇	一、〇〇〇					
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九					
三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一	三、三一					
	"	"	"	"	"	"	"	"	年	日	年					

五、市名および市名選定の理由



(一) 市名 日野の市

選定の理由およびその経緯

日野という名の起りは、中世期の武士勃興時代以前に始る。

その頃この地域を多摩郡石津郷飛火野と呼んだ。(飛火とは烽火のこと、のろし武蔵野の各地からみえるこの台地を選んで国司が烽火台をおいた)和銅年間(文武天皇)には火野と改め次いで日野本郷と称した。

慶長年間徳川幕府が甲州街道を開くにおよび日野駅となつた。明治維新の廢藩置県制度により、多摩郡は神奈川県に編入、更に明治十年分割されて東西南北四郡となり、日野駅は南多摩郡日野宿となつた。

明治二十六年四月多摩郡は東京府に編入され、日野宿は南多摩郡日野町となり、明治三十四年四月桑田村と、昭和三十三年二月七生村と合併して現在に至つた。

日野の名称がこのように、実に一三〇〇年の長い歴史を有するにもかかわらず、一度も改められなかつたのは、この名称が住民の心の中に深い根を下して親しまれて来たことを物語るものである。

以上の如く長い歴史と伝統のもとに知られ、親しまれて来た名称を特に改める理由もなくまた必要も認めないので、新市名を「日野市」とした。

新市名について、市制施行に関する町民集会においても議題としたが、「日野市」の名称について反対者は一人もなく、昭和三十八年八月三十日日野町議会においても右の理由から従来 of 名称「日野」を変更する必要のないことが確認された。



六、市役所の位置ならびに位置選定の理由およびその経緯



(一) 市役所の位置

所在地 東京都南多摩郡日野町大字日野二九〇番地  
建物 木造かわらぶき耐火構造二階建（一部軽量鉄骨アルミ板ぶき平家建）

延六三五・〇八五坪

(二) 市役所の位置選定の理由ならびにその経緯

現在の町役場の位置は昭和二十九年に選定されたもので、都道八十七号線（通称高幡街道）に沿つて位置し、地理的にはほぼ町の中央部にあつて、国鉄中央本線日野駅から徒歩約八分、国道二十号線（甲州街道）の分岐点から約三分の所にある。

したがつてバスによる交通の便もよく、都営バス、京王バスが各々の街道を運行しているため町内外各方面からの連絡も至便で、庁舎に隣接する日野消防署、至近距離にある日野警察署と併せて行政の中心地となつてゐる。

以上の理由により、市制施行後も庁舎を現在の位置におくことは、行政上からまた住民の利便からみて、なんら支障はないと考えるので、現在の庁舎を市役所として使用することにした。



七、

關

係

圖

面



関係図目次

一	地勢および市街地図	34
二	公共施設所在地	35
三	交通状況	36
四の一	用途地域	37
四の二	空地地区	38
四の三	公園・風致地区	39
四の四	街路	40
四の五	区画整理地	41



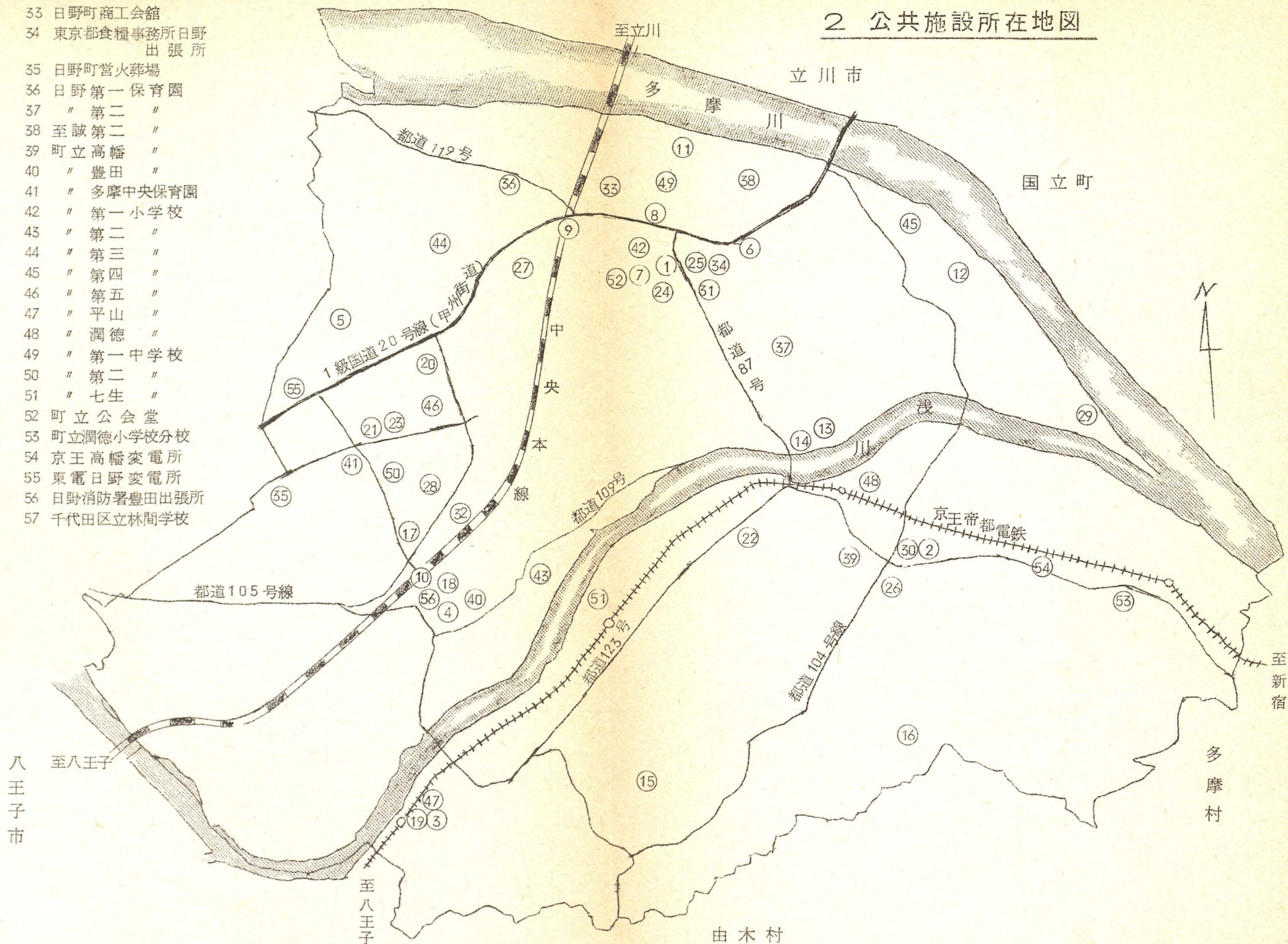
1 地勢および市街地図





- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 1 日野町役場               | 31 日野町養蚕農業組合     |
| 2 日野町役場七生支所           | 32 日野町下水道事務所     |
| 3 " 平山出張所             | 33 日野町商工会館       |
| 4 " 豊田出張所             | 34 東京都食糧事務所日野出張所 |
| 5 " 日野台出張所            | 35 日野町営火葬場       |
| 6 警視庁日野警察署            | 36 日野第一保育園       |
| 7 東京消防庁日野消防署          | 37 " 第二 "        |
| 8 日野郵便局               | 38 至誠第二 "        |
| 9 日野駅                 | 39 町立高幡 "        |
| 10 豊田駅                | 40 " 豊田 "        |
| 11 農林省蚕糸試験場<br>日野桑園   | 41 " 多摩中央保育園     |
| 12 " 第二桑園             | 42 " 第一小学校       |
| 13 農林省淡水区水産研究所        | 43 " 第二 "        |
| 14 南多摩地方事務所<br>第三工区   | 44 " 第三 "        |
| 15 東京都立多摩動物公園         | 45 " 第四 "        |
| 16 東京都立七生児童学園         | 46 " 第五 "        |
| 17 多摩平郵便局             | 47 " 平山 "        |
| 18 豊田駅前郵便局            | 48 " 潤徳 "        |
| 19 七生郵便局              | 49 " 第一中学校       |
| 20 日野電報電話局            | 50 " 第二 "        |
| 21 南多摩東部共立病院<br>組合診療所 | 51 " 七生 "        |
| 22 日野町健康保険<br>直営診療所   | 52 町立公会堂         |
| 23 日野町立健康保険病院         | 53 町立潤徳小学校分校     |
| 24 日野町観光協会            | 54 京王高幡変電所       |
| 25 日野町農業協同組合          | 55 東電日野変電所       |
| 26 日野町七生農業協同組合        | 56 日野消防署豊田出張所    |
| 27 日野町上水道事務所          | 57 千代田区立林間学校     |
| 28 日野町多摩平水道事務所        |                  |
| 29 日野町衛生処理場           |                  |
| 30 日野町農業共済組合          |                  |

## 2 公共施設所在地図

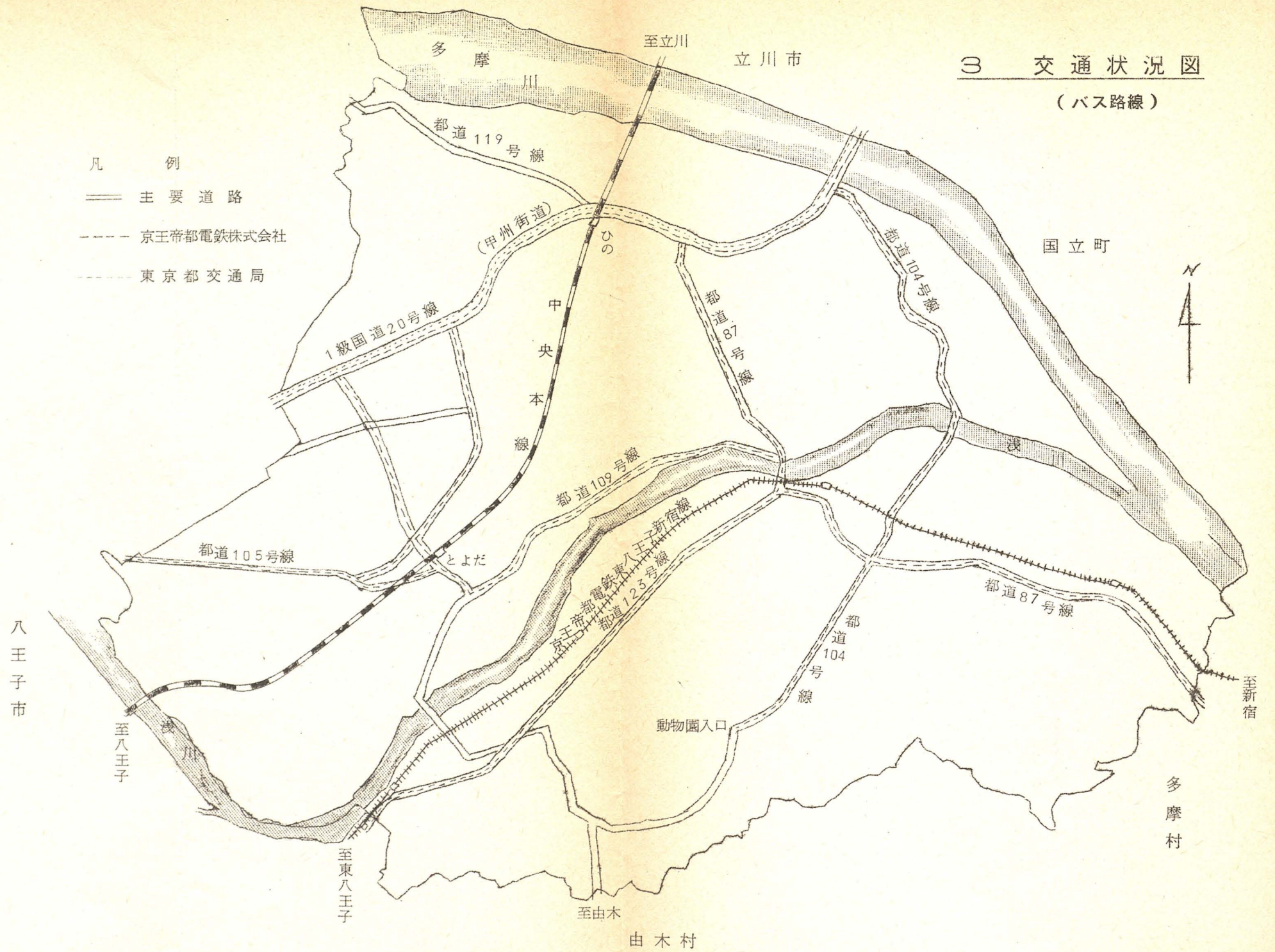




### ③ 交通状況図

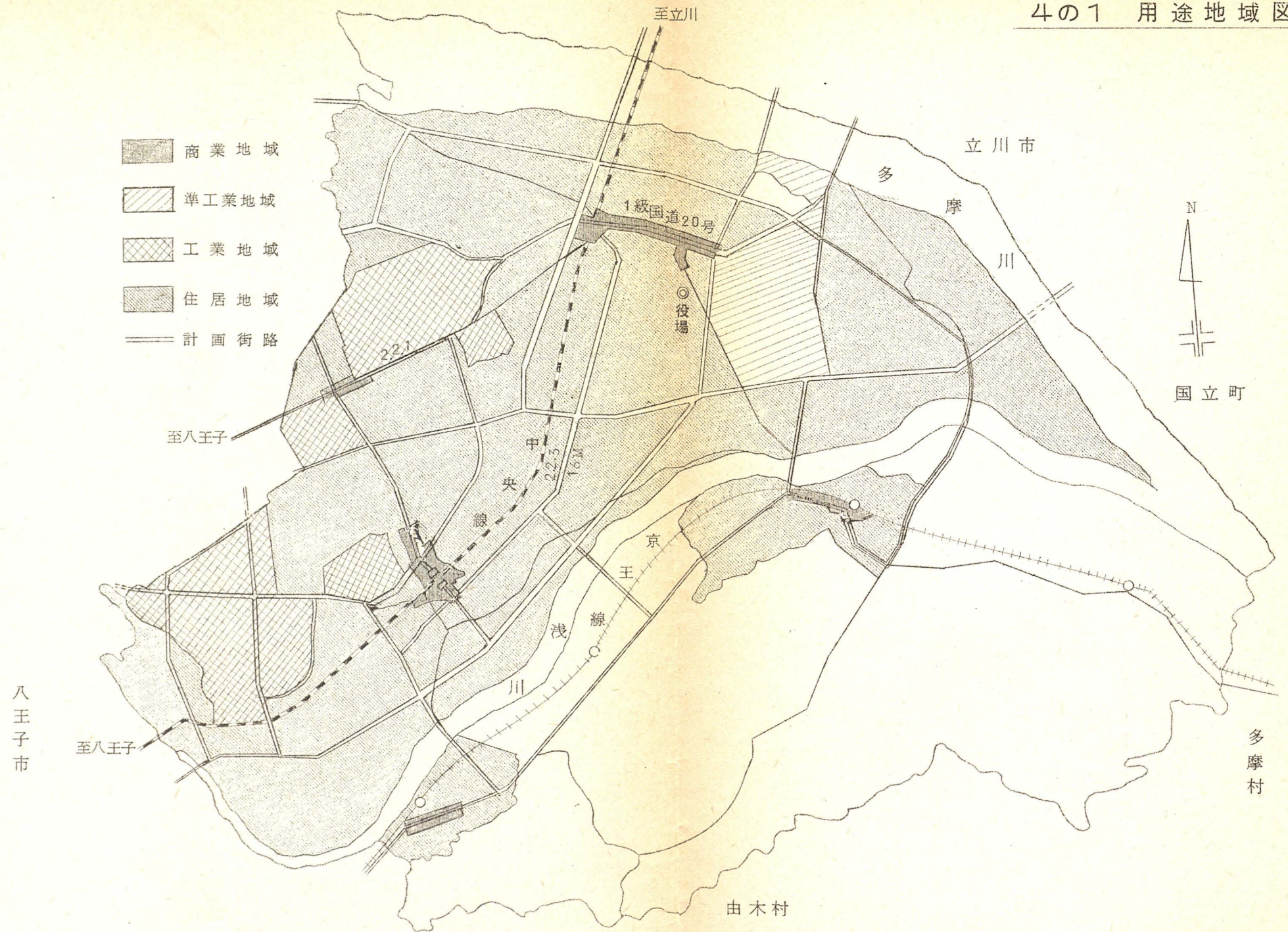
(バス路線)

- 凡 例
- == 主要道路
  - - - 京王帝都電鉄株式会社
  - · - · 東京都交通局




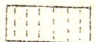
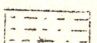
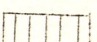
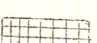
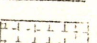


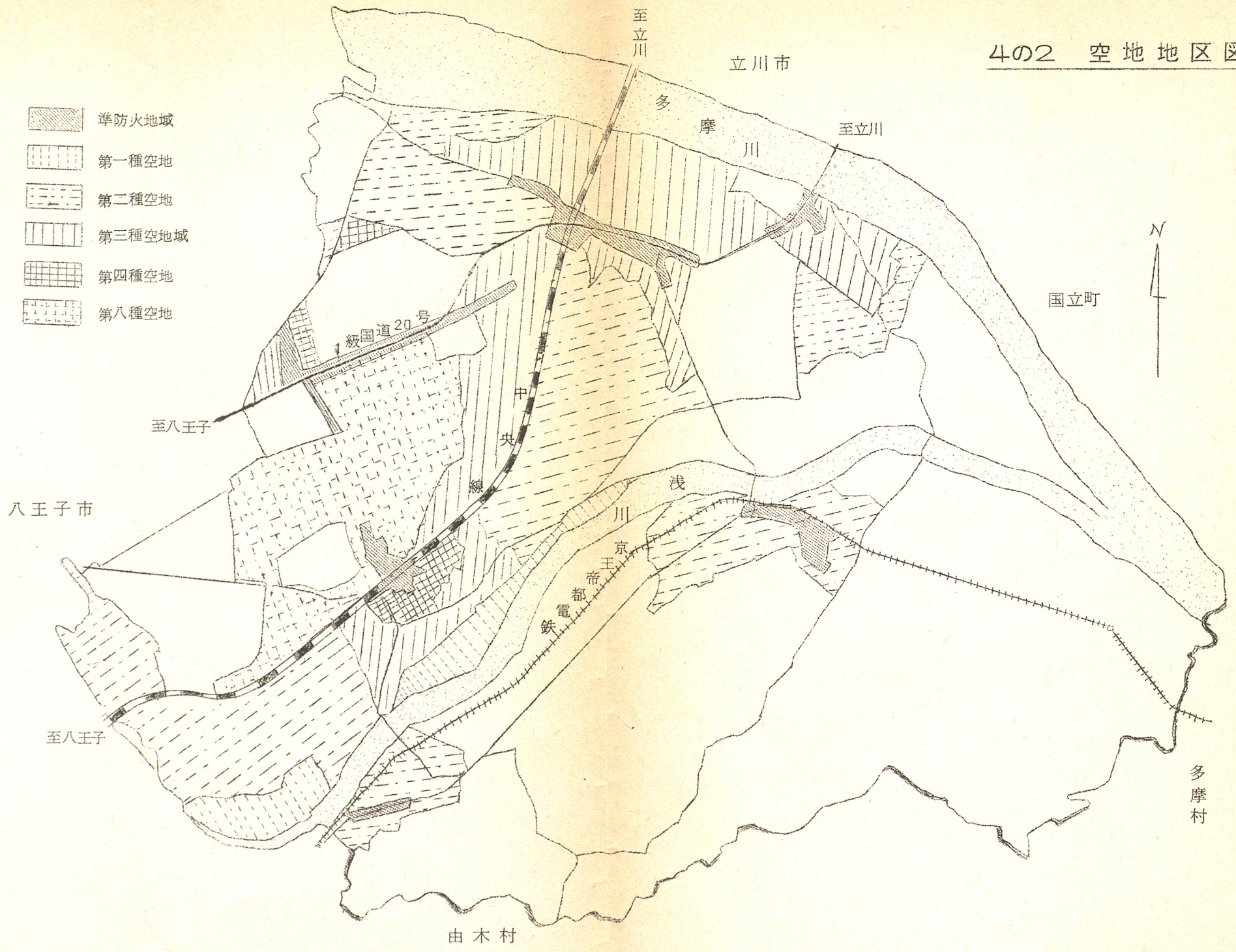
4の1 用途地域図





4の2 空地地区図

-  準防火地域
-  第一種空地
-  第二種空地
-  第三種空地
-  第四種空地
-  第八種空地



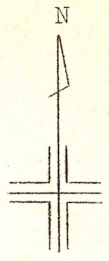
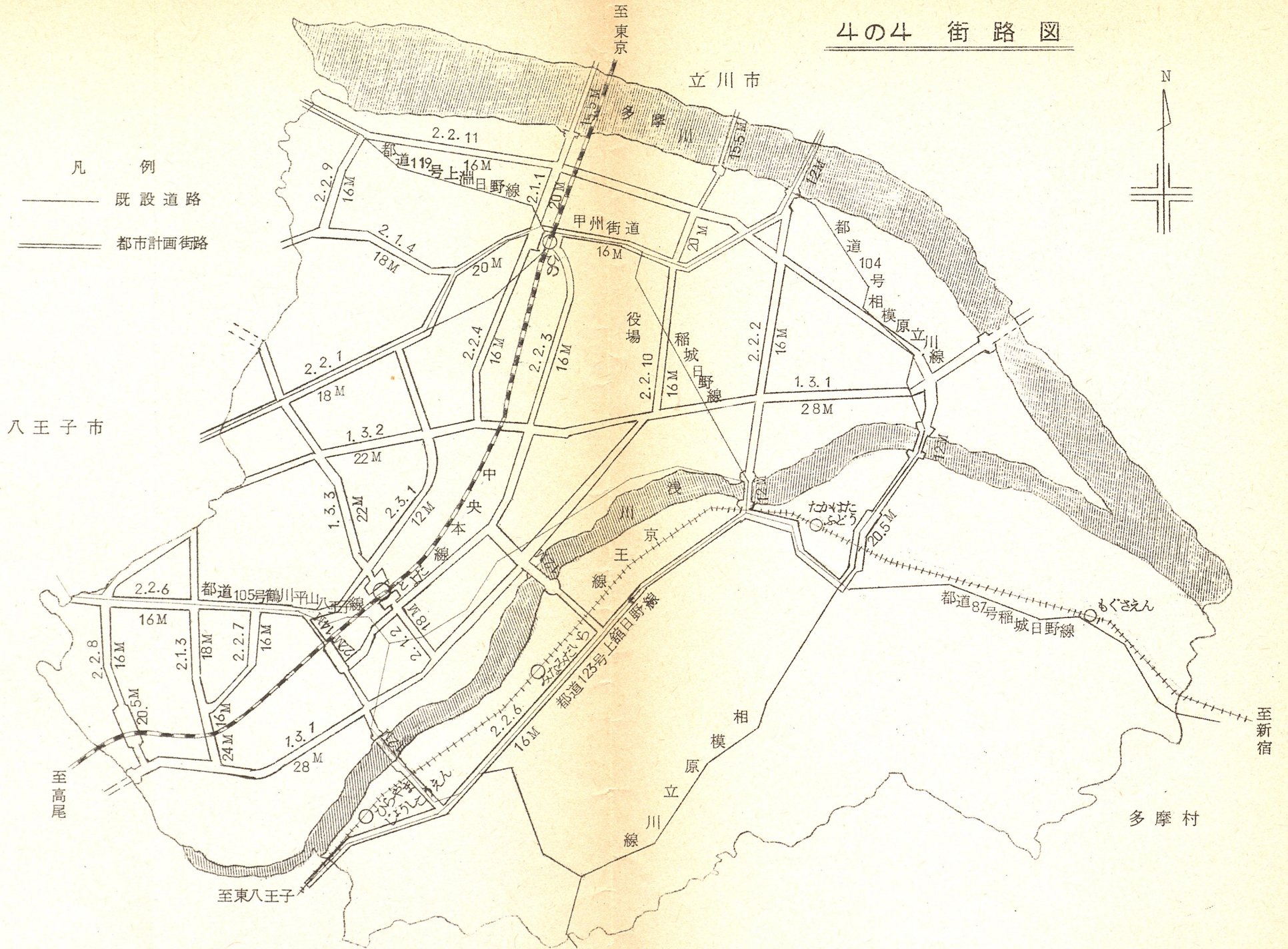


4の3 公園・緑地地区



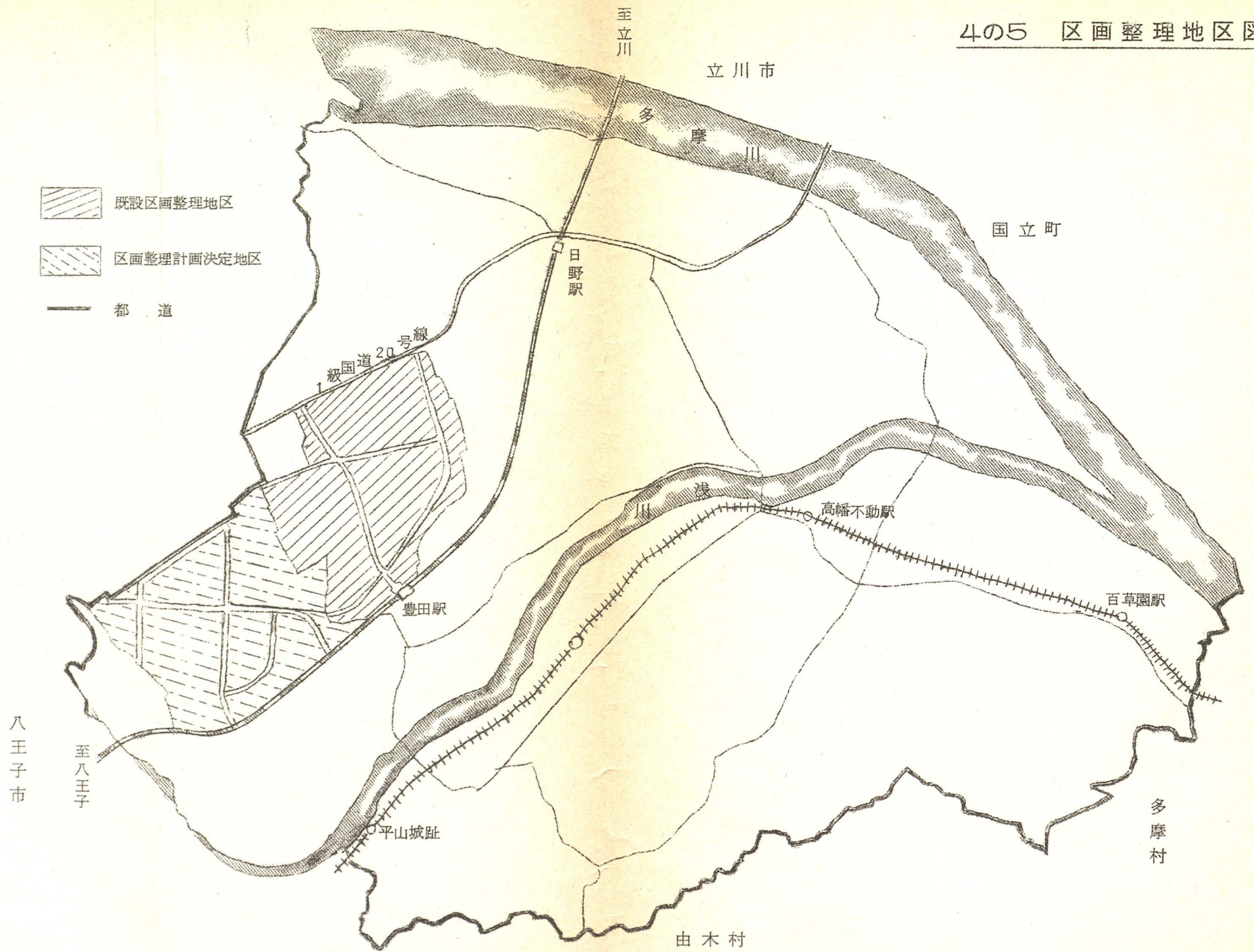


# 4の4 街路図





4の5 区画整理地区図





八、住民感情の動向



日野町民が市民となることについて、特に関心を深めるに至つたのは、昭和三十七年六月住民登録人口が五万人を突破した頃からであるが、同年十月小平町が新市となるに及んで、日野町民の多数から「人口五万人になれば市になる」等、あたかも市の要件は人口五万人の一語につきるかのごとき言葉を、しばしば聞くようになった。

そこで町当局は、市制施行の構想及び市制に関する法律的要件等の正しい認識について住民一般にPRする必要を感じ、昭和三十七年十一月十八日広報（市制特報第一号）及び同三十八年一月一日広報（市制特報第二号）を発行したが、更に市制問題についての住民感情の動向を把握するため、次の日程によつて各所に集会を設け、町長および地元議員列席のもとに、市制施行について懇談会を催した。

昭和三十七年十二月三日（月）	午後二時——午後五時	町民集会場
昭和三十八年二月九日（土）	午後一時——午後三時	同
同 四月三日（水）	午後二時——午後五時	七生支所
同 五月六日（月）	午後一時——午後五時	町立第五小学校
同 五月七日（火）	午後一時——午後五時	町立第二小学校

各会場においては、まず町長から町の現況、市制の必要性、市制による行財政面の変化、単独市制実現の意志及び施行の時期等について説明があり、関係職員から、市となるための法律的要件、市制の利害得失についての細部、道路橋りよう等施設および教育機関の整備、福祉行政の拡充等についての詳細な説明があつたのち、出席一般町民から質問および意見の開陳が行われた。

町民の質問および意見の主なるものは次のとおりであるが、いづれの会場においても、最早、市となることは、むしろ当然であるという空気が圧倒的であつて、市制の可否については殆ど問題とするところはなく、その多くは道路橋りよう、学校施設等の都市的構想に関する要望又は意見であつて、市制施行に反対を唱えるものは一人もなかつた。

○ 法律的要件がそろえば、ちゆうちよする必要はないとおもうので、早期施行にふみ切つてもらいたい。市制施行の予定日はいつになるか。

- 町当局の説明によつて、十分納得できたので市制施行は賛成であり、われわれ町民も協力を惜しまないものであるが、町当局は要望事項の実現に努力してもらいたい。
- 市になれば以上に諸事業を積極的に推進することになると思うが、これにつれて当然税金も上ることが予想される。
- 住民税はどのくらい上るか。また固定資産税についてはどうか。
- 税金は上つても生活環境がよくなり、町民サービスの増大となつて帰つてくるのであれば一向にさしつかえない。他市に劣らないような立派な日野市を建設してもらいたい。
- 市になつて繁栄すればますます人口が増大すると思うが、学校施設が不足してくるのではないか。特に、さしあたりの問題として、小学校の増設を急いでもらいたい。
- 市にふさわしい道路の建設が必要である、都市計画道路について伺いたい。
- 未舗装道路の舗装を急いでもらいたい。
- 新市の名称はどうなるか、昔からつづいている日野の名称は改めない方がよいと思うがどうか。
- 市になつた場合、市庁舎の位置は今のままでよいか。
- 市となつた場合、市庁舎は増築しなくてもよいか。
- 市になると議員の定数は幾人になるか。
- 市になつた場合、町内各地の建べい率は変つてくるか。
- 町当局の説明によつて法律的要件は概ね満たしているように思うが、学校及び官公署の質において若干手うすなものを感じる、特に学校誘致を積極的に推進してもらいたい。
- 文化施設の増強、特に公民館の建設を急いでもらいたい。
- 都立工専誘致の問題はどうなつているか。
- 単独市制実現はまことに結構であり賛成であるが、旧来の合併問題はどうか、広域行政の見地から市になつても合併構想は研究をつづけるべきである。
- 市街地計画区域はどう考えているか、現在計画より追加する必要はないか。

○ 町名、地番等の整理はどうなるか。

○ 福祉事務所が設置されて、福祉行政面が向上するのはまことに結構である。

○ 保健所は設置されないか。

○ 町では現在、汚物処理施設ごみ焼却場を拡張しているようであるが、市となつた場合の人口増に対処できるように計画されているか。

○ 工場誘致、特に大工場の誘致は市制施行後も可能性があるか。

以上が各会場における質問および意見の概要であつて、町長および関係職員の説明によつてすべて納得し、市制施行の早期実現と市としての内容充実、特に日常生活に關係する施設の整備促進を希望しており、町当局が特に懸念していたところの住民税均等割等税負担の増額については、市事業の推進と町民サービス向上による税の還元という意味において、むしろ増額は当然であるという意見が多かつた。

これらの会議は、町民に研究の期間を与えるべく開催の時期を特に考慮し、その反響を見つつ行われたが、この集會から察知された住民感情の動向は、日野町の市制施行は現町勢から推して必然のことであり、それによつて都市的整備が促進されるならば市制施行は一日も早い方がよいというものであつた。

會議に出席した町民は必ずしも全町民ではないが、その多くは各種団体の代表者及び町内会の役員であつて、町全体の空気を反映するものと見てさしつかえなく、特に一人の反対者も見受けられなかつたといふことは、全町民の意向が市制施行に賛成し積極的に支持しているものと解釈することができる。

このように市制についての住民感情を概ね把握することができたので、町当局は昭和三十八年六月五日の常住人口調査にあたり、確信をもつて「市とするための人口調査」を行うことを明示して町民に協力を求めたところ、一人の非協力者もなく、調査結果について予期以上の成果をおさめることができた。

これによつても市制施行を希望しないものは皆無であることを立証できるのであるが、更に町当局は八月十六日、市制準備経過報告會を町民集會場において実施した結果、町民には全員協力一致して市制実現に努力する意志のあることを確認した。



九、市となるための要件を証する資料



(一) 地方自治法才八条の規定による要件について

(1) 「人口五万以上を有すること」

(イ) 人口

人口	備考
五四一二三	昭和三十八年六月五日 日野町常住人口統計調査(官報一〇九六三号)

(ロ) 最近八ヶ年間の人口増加状況

基準年月日	人口	増加率	備考
昭和三十一年十月一日	二七三〇五	一〇〇	国調人口
昭和三十一年十月一日	二九三六六	一〇八	東京都推計人口
昭和三十二年十月一日	二九五八五	一〇八	〃
昭和三十三年十月一日	三〇五三五	一一二	〃
昭和三十四年十月一日	三八〇一五	一三九	〃
昭和三十五年十月一日	四三三九四	一五九	国調人口
昭和三十六年十月一日	四六六〇六	一七一	東京都推計人口
昭和三十七年十月一日	五〇五四一	一八五	〃
昭和三十八年六月五日	五四一二三	一九八	日野町常住人口統計調査

(2) 地方自治法才八条才一項才二号「当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が全戸数の六割以上であること」

(イ) 市街地の戸数

(昭和三十八年一月一日現在)

全戸数	新市の中心の市街地を形成している区域にある戸数	新市の中心の市街地を形成している区域以外にある戸数	新市の中心市街地を形成している戸数の割合
一一五四九(A)	八八六六(B)	三六八三	七〇七% (B/A)

(口) 注・(B)に含まれる地域は、大字日野、上田、豊田、粟ノ須、南平である。  
 大字別戸数および中心市街地連たん戸数

(昭和三十八年一月一日現在)

大字別	ふりがな	戸数	連たん戸数	連たん割合	人口
日野	ひの	五、五五三	五、五五三	一〇〇、〇	二、三、四〇六
宮	みや	九四	〇	〇	三八〇
上田	かみだ	六九二	六五八	九五、一	二、七、三九
下田	しもだ	一二七	〇	〇	五、二、三
新井	あらい	二〇〇	〇	〇	八〇〇
万願寺	まんがんじ	六九	〇	〇	三〇五
石田	いしだ	七一	〇	〇	三〇一
豊田	とよだ	二、四二六	二、四二六	一〇〇、〇	九、八、六二
川辺堀之内	かわべほりのうち	三九〇	〇	〇	一、五、六九
粟ノ須	あわのす	一四五	一四五	一〇〇、〇	五、七、一
西長沼	にしながぬま	二三	〇	〇	七三
南平	みなみだいら	八四	八四	一〇〇、〇	三、二、九
平山	ひらやま	七七二	〇	〇	三、〇、九七
程久保	ほどくぼ	二一二	〇	〇	八〇五
高幡	たかはた	四四一	〇	〇	一、八、一三
三沢	みささわ	二六六	〇	〇	一、〇、七九
落川	おちかわ	二八二	〇	〇	一、一、一九
百草	もぐさ	一五二	〇	〇	六〇六

南	平	みなみだい	いら	五五〇	〇	二二一〇
計				一二五四九	八八六六	七〇七
						五一五八七

注、この表は住民登録台帳を基本として実態調査により修正を加えて作成した。

(3) 地方自治法才八条才一項才三号「商工業その他都市的業態に従事するもの、およびその者と同一世帯に属するものの数が全人口の六割以上であること」

(昭和三十八年七月一日現在)

人	口	同上	中	Aの人口に 対する割合	備考
	五三七三〇	四七四四七	六二八三	八八%	

注、Aは商業その他の都市的業態に従事するもの、およびその者と同一世帯に属する者の数

BはA以外の者の数(東京都農業経営基本調査による)

(2) 地方自治法才八条才一項才四号の規定に基く市としての要件を定める東京都条例(昭和二十三年五月二日

東京都条例才六〇号)の定める要件について

(1) 「官署または都の会署か五以上設けられていること」

官署 公署 調

(昭和三十八年七月一日現在)

官	署	名	称	所	在	地	備考
		農林省東京食糧事務所	日野出張所	日野町日野一八二五番地			
		農林省淡水区水産研究所		日野町日野一八二五番地			
		建設省関東地方建設局	東京国道工事事務所	日野町日野一八二五番地			
		郵政省	日野郵便局	日野町日野一八二五番地			



日野町立公会堂	日野町日野三八〇〇	
平山城址公園	日野町平山地内	
高幡不動公園ほか二公園		その他市となるための参考資料(1)都市計画 (ハ)公園の項参考(七六頁)
児童遊園地二四ヶ所		多摩テック及び右の都市計画公園二三ヶ所内
七生児童会館	日野町高幡六九五	

(4) 「上水道、下水道、軌道、または乗合自動車の事業を当該普通地方公共団体において、一以上経営し、または整備されていること。」

上水道事業の概要

① 経営説明

日野町の地勢は西部の台地々区(標高一〇〇—一二〇米)と東部低地々区(標高六五—七五米)とに大別される。東部低地の飲料水、雑用水はすべて浅井戸を使用していたが、この地区の地層は概ね砂礫層であるため民家の排水が浸透し易く、人口増につれて地下水汚染のおそれがあったので水道新設を計画した。

この計画は、昭和三十三年より三年間の継続事業として発足したが、たまたま町人口の増加につれて西部台地々区の深井戸が次第に水位の低下を来たし、給水車出動等の事態も発生したので、昭和三十五年一部計画を変更し、工期を三十六年迄延長し、この地区の給水も併せて実施できるよう施行した。

またこの地区のうち新坂西ほか四地区は古くから、井戸による給水不能のため、昭和十五年一月以降八王子市営水道の給水をうけていたが、本工事完了を期とし昭和三十八年二月当町に移管された。

更に豊田地区に設立された日本住宅公団多摩平団地の水道は、昭和三十三年十月より公団水道として給水を開始したが、水道法才四二条の趣旨に沿って、昭和三十八年二月より移管されて、日野町の経営す

るところとなつた。この結果給水区域内の普及率は八六九%となり、全人口に対しては五四%となつて  
いる。

② 既設計画の概要

イ 基本計画

区別	工種	起工	竣工	工費 (千円)	基本計画		
					給水人口	一人一日最大給水量	一人一日最大給水時間
日野水道	建設事業	昭三四二	昭三七一二	一一八五五三	一九五〇〇	一七〇立	三三立
多摩平才水道	建設事業	昭三三三三	昭三五一〇	七五〇〇〇	二三〇〇〇	三〇〇	六九〇〇

ロ 施設

水源施設

名称	種別	深度	口径	揚水ポンプ				計画 取水量	水源位置	
				型式	馬力	口径 耗	揚程 米			台数
日野才一水源池	深井戸	一六〇米	三〇〇耗	水中モーター ポンプ	三〇	一二五耗	四五米	一	立方米 一、七〇〇	東京都南多摩郡日野町 字大阪西 五六四六
日野才二水源池	深井戸	一六〇	三〇〇	水中モーター ポンプ	三〇	一二五	五〇	一	一、七〇〇	字谷ノ頭 六三九九
多摩平才一水源池	深井戸	一二〇	三〇〇	ボアホール ポンプ	一五	一二五	二六	一	一、五〇〇	同
多摩平才二水源池	深井戸	一二〇	三〇〇	ボアホール ポンプ	二〇	一二五	三三	一	一、五〇〇	同
多摩平才三水源池	深井戸	一三〇	三〇〇	ボアホール ポンプ	一五	一二五	三一	一	一、七〇〇	同
多摩平才四水源池	深井戸	一二五	三〇〇	ボアホール ポンプ	二〇	一二五	三一	一	一、五〇〇	同

導水施設

管種	口径	延長	摘要
鑄鉄管	二五〇	五米	
鑄鉄管	二〇〇	一三五	
石綿セメント管	二〇〇	六七五	
石綿セメント管	一五〇	二、六三五	

配水池施設

名称	長さ(米)	巾(米)	深さ(米)	有効水深(米)	有効容量(立方米)
日野一号配水池	一四八	一、一		三、五	五七〇
日野二号配水池	一四八	一、一		三、五	五七〇
多摩平一号配水池	一六四	八、二		三、五	五〇〇
多摩平二号配水池	一六四	八、二		三、五	五〇〇
多摩平三号配水池	一、二〇	一、二〇		三、五	六五〇
多摩平四号配水池	一、二〇	一、二〇		三、五	六五〇

配水施設

名称	種別	馬力(キロワット)	口径(米)	揚程(米)	台数	摘要
配水ポンプ	三段うず巻ポンプ	一一	一〇〇	五〇	三	日野水道分
配水ポンプ	うず巻ポンプ	二五	一五〇	三三	一	多摩平水道分
配水ポンプ	三段タービンポンプ	一五	一二五	三三	二	〃
配水ポンプ	うず巻ポンプ	四五	二〇〇	三三	二	〃

配水管施設

管種	口径(寸)	延長(米)	摘要
計		三〇、〇二五	
〃	二五〇	二九一	
〃	三〇〇	七九六	
〃	一五〇	一二	
〃	一二五	二、七三四	
〃	一〇〇	六、二六八	
石綿セメント管	七五	一三、二一一	
〃	三〇〇	三八	
〃	二五〇	八九八	
〃	二〇〇	一、四七三	
〃	一五〇	二、一一四	
〃	一二五	七五二	
〃	一〇〇	一、一四九	
計		二八九	
管種	口径(寸)	延長(米)	摘要
計		三〇、〇二五	
〃	二五〇	二九一	
〃	三〇〇	七九六	
〃	一五〇	一二	
〃	一二五	二、七三四	
〃	一〇〇	六、二六八	
石綿セメント管	七五	一三、二一一	
〃	三〇〇	三八	
〃	二五〇	八九八	
〃	二〇〇	一、四七三	
〃	一五〇	二、一一四	
〃	一二五	七五二	
〃	一〇〇	一、一四九	
計		二八九	

附帯施設

塩素滅菌施設

種別	構造	性能	台数	摘要
塩素滅菌機	湿式真空式	毎時一〇〇〜四〇〇グラム	二	日野浄水場
〃	〃	毎時一、五〇〇グラム	二	多摩平浄水場

自家発電施設

種別	馬力	型	式	台数	摘要
ダイゼル発電機	一一三	六〇キロボルトアンペア		一	日野浄水場
〃	一八五	一五〇	〃	一	多摩平浄水場
〃	六五	三一二五	〃	一	〃

その他の施設

種別	個数	備考
消火栓	二二五	
制水弁	四七九	
空気弁	二六	
排水管	四一	

③ 経営の概要

(イ) 給配水

配水量	給水量	漏水その他	給水戸数	給水人口	平均水圧	一日最大給水量	摘要
立方米/年 六五五九五三	立方米/年 四四〇五二九	立方米/年 二一五四二四	戸 二七五一	人 一一、〇〇四	Kg/cm <sup>2</sup> 四	立方米 二二六八	日野系 三十七年年間実績
一六八二七七	一四五九七二	二二、三〇五	四三一〇	一三、一一三	三	三四三八	多摩平系 二ヶ月実績 三十八年二月町移管

(ロ) 水栓種別

家事用	官公署学校病院	特殊営業用	浴場営業用	臨時用	共用	計	備考
二七一二件	一〇件	二九			一三九	二七五一	日野系
四一六九	二					四三一〇	多摩平系

④ 拡張計画

現行の給水区域は国道二〇号線を中心とする約二七〇ヘクタールで全町面積の約一〇%に当り、当区域における水道建設工事は三十七年度を以て才一期工事を完了したが、人口増に伴つて逐次計画施工する予定である。

(イ) 町営水道年度別計画

年 度	工 事 内 容	摘 要
昭和三十三年度	用地買収、深井戸さく井、浄水場構内配管	工 事 費 四〇〇〇千円
〃 三十四 〃	用地買収、浄水場築造、配水管布設	〃 二七二一九
〃 三十五 〃	配水池築造、配水管布設	〃 三四三四〇
〃 三十六 〃	深井戸さく井、取水配水ポンプ設置、配水管布設	〃 二、七六五
〃 三十七 〃	発電機新設、配水管布設	〃 三、〇〇八
〃 三十八 〃	計画なし	工事費合計 一一七三三二
〃 三十九 〃	深井戸さく井、配水管布設	

(ロ) その他の給水施設

当町には町営水道のほかに次のように木崎物産(株)平山台地々区簡易水道、鳩和建设工業(株)南平地区簡易水道、易水道その他各事業所の自家給水装置がある。

簡易水道

名 称	給水区域	計画給水口	計画一人一日最大給水量	計画一人一日平均給水量	計画一日最大給水量	給水開始
木崎物産(株)平山台地々区簡易水道	同社平山台宅地開発地域	四五〇〇人	二五〇立	二〇〇立	一、一二五立米	昭三七、三一五
鳩和建设工業(株)南平地区簡易水道	同社南平分譲住宅地域	二、一〇〇人	二〇〇立	一五〇立	四二〇立米	昭三七、一三一

自家給水装置

事業所名	所在地	ポンプの種類	ポンプの容量	井戸の数	井戸の深さ	取水量	用途	備考
小西六写真工業(株)	日野町日野六八三八	水中ポンプ	二五KW	一	一一〇米	m <sup>2</sup> /分	工業用水	夏期八〇%使用
日野自動車工業(株)	日野町日野七三一九	ボアホールポンプ	三〇	二	一一〇	m <sup>3</sup> /分	工業用水	冬期四〇%使用
帝国人絹(株)	日野町平山、九九五	水中ポンプ	二二	一	一三〇	m <sup>15</sup> /分	飲料水	年間三〇%使用
富士電機製造(株)	日野町豊田、一〇〇	エヤリスト	二二	一	一一〇	m <sup>15</sup> /分	飲料水	八〇%使用
豊田工場	日野町豊田、一〇〇	ボアホール	二二	一	一一〇	m <sup>21</sup> /分	飲料水	八〇%使用
〃 社宅寮	〃	ボアホール	一六	一	一一〇	m <sup>21</sup> /分	飲料水	九〇世帯給水
オリエント時計谷戸寮	日野町日野三〇六一	水中ポンプ	二	一	一〇九	m <sup>450</sup> /日	工業用水	六〇世帯給水
千代田自動車(株)	日野町西長沼五七一	〃	一五	一	一一〇	m <sup>1000</sup> /日	工業用水	
東芝タイプライタ(株)	日野町西長沼六五〇	〃	一二	一	一一〇	m <sup>08</sup> /分	工業用水	
神鋼電機(株)	日野町日野六五六五	ボアホール	五五	一	一〇六	m <sup>400</sup> /日	飲料水	四五〇人給水
大坂上都営住宅	日野町日野六四五一	水中ポンプ	八	一	一〇〇	m <sup>960</sup> /日	飲料水	二〇〇戸給水

下水道事業の概要

① 経過説明

当町の下水道は分流式下水道であつて、多摩平団地四八〇〇世帯（二〇、〇〇〇人）の汚水を処理し浅川に放流する計画を以て昭和三十三年十月起工し、同三十五年三月竣工した。

② 既設計画の概要

(イ) 基本計画

工種名	起工	竣工	工費	基本計画		間最大量
				人口	一日最大量	
建設事業 汚水処理場	昭三三・一〇	昭三五・五五	五四七九〇千円	二〇、〇〇〇	一五〇立	三、〇〇〇立方米
				一人一日 最大量		九、四立
						一人一時 最大量

(ロ) 施設

処理場の位置 東京都南多摩郡日野町豊田一、五五六

構築物	数量	機械施設	数量	建築施設	面積
沈砂池	二	回転撤水器	三	事務所	七五平方米
二階槽沈澱池	二	汚水返送ポンプ	二	倉庫	一〇〇
自動給水装置	一	投入槽ポンプ	二	滅菌室	二六
高速撤水汙床	三	塩素滅菌器	二	場外返送ポンプ室	一二
接合井	一	場外汚水返送ポンプ	二	場内返送ポンプ	一六
最終沈澱池	二				
汚泥乾燥床	五				
消毒槽	一				
その他水路及び投入槽	一式				

③ 経営の概要

汚水処理量	排水戸数	対象人口	一日最大処理量	摘要
一〇二八五七〇立方メートル/年	四三一〇戸	一三、一一三人	二、八一八立方メートル	昭和三十七年度実績

④ 拡張計画

現行の排水区域は日本住宅公団多摩平団地々城一三二ヘクタールを対照としたもので全町面積の約五%に当り、団地以外の地域の下水道に關しては都市計画に即応して逐時施行の予定である。

(5) 「当該普通地方公共団体の住民一人当りの国税または地方税の納付額が都の区域内における他の市の住民一人当りの国税または地方税の納付額と同額または、それ以上であること。」

(1) 国税、都税および市町税一人当額調

(昭和三十七年度末「徴収実績調」による)

種別	市町別		町		市		昭		島			
	日	野	町	町	田	市	市	島	市			
調定額 (千円)	三八九三九八	三五九六〇五	九二三	六八九六	三七四六七四	三二〇七二八	八五六	三六〇四	一五六三〇八	一四七八八二	九四九	二、八〇一
収入額 (千円)	五〇六二〇一	四九八五三九	九八五	九五五八	一六六九八四	一六〇六五一	九六二	一八〇五	一一〇六八九	一〇五〇二五	九四九	一九九三
収入歩合 (%)	一一六六三一	一一〇六七五	九四九	二、一一二	八三九七三	八、四二一	九七〇	九一五	三八五五七	三七、一三〇	九六三	七〇三
専業税	三五四六七九	三五三七一〇	九九七	六七八二	五〇一八一	四九一〇五	九七九	五五二	四五七七〇	四三、一八三	九五六	八一八
遊興飲食税	二七八	二七八	一〇〇〇	五	五、二一五	五、二一五	二〇〇〇	五九	二、五五四	二、一七五	九六五	四一
その他	三、四六一三	三三、八七六	九七九	六五〇	二七六一五	二四九一〇	九〇二	二八〇	二、四〇七八	二、二五三七	九三六	四二七
市町税	四三七八二六	四一六九九七	九五二	七九九五	四〇二、〇九六	三八九九三七	九七〇	四三八一	二六八、七九	二、五五三三	九五三	四八三九
市町民税	二、二七〇五	二〇〇、八五七	九四四	八三五一	一六九、一四七	一六、一一一	九五二	一、八一〇	八三、五三三	七八五五五	九四〇	一、四八七
固定資産税	一、四四七〇六	一、三六四一八	九四三	二六一五	一四一、三八二	一三、八一二	九七七	一、五五二	一一、三三八二	一〇六〇五四	九四四	二、〇〇八
自動車税	三、三七四	二、六九〇	七九七	五七	六、二八九	五七八〇	九一、九	六四	三、六七五	三、三四一	八六二	六三



注、予算額は昭和三十七年度最終予算額、三十八年度当初予算額

一人当り算出人口は昭和三十八年四月一日現在東京都推計人口

(ロ) 最近四ヶ年間、一般会計決算額調

種別	区分	昭和三十四年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十七年度
才入決算額	A	二八六七六四千元	三七五九六九千元	四九三、二五四千元	六六八、二七八千元
才出決算額	B	二七六〇四〇	三五八六九〇	四七七、四五一	六二四、三五九
才入才出差引額	C	一〇、七二四	一七、二七九	一五、八〇三	四三、九一九
翌年度支払繰延額	D	〇	〇	〇	〇
事業繰越額	E	〇	〇	一〇、九五七	一九、二五一
予算繰越額	F	〇	〇	三、六〇四	〇
小計(D+E+F)	G	〇	〇	一四、五六一	一九、二五一
実質収支額	C-G	一〇、七二四	一七、二七九	一、二四二	二四、六六八
当該年度内における 一時借入金累計額		五〇、〇〇〇	五一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇

(ハ) 町村債調

昭和三十八年三月三十一日現在

事業名	起債額	未償還額	毎年度元利償還額	最終償還年月日
一般補助事業	一、三八〇〇千元	一、三二五千元	九六二千元	
公営住宅建設	二、五〇〇	二、三七一	二二八	昭五、四 三、三一
〃	二、七〇〇	二、五四〇	二四六	昭五、五 三、三一
〃	三、〇〇〇	二、九一四	二七四	昭五、六 三、二一
〃	四、六〇〇	四、六〇〇	二一四	昭五、七 三、三一
義務教育施設整備事業	七一、二〇〇	六四、八五七	四、七一一	

事業名	起債額	未償還額	毎年度元利償還額	最終償還年月日
才一小学校建設	一、五〇〇	六一一	一五八	昭四三、九、一
才二 〃	五〇〇	二〇四	五三	〃四二、九、一
才三 〃	二、五〇〇	五九一	三二〇	〃四〇、二、一
才三 〃	二、〇〇〇	六八八	二五五	〃四一、二、一
才一 〃	一、四〇〇	六二三	一七九	〃四二、二、一
七生中学校建設	一、〇〇〇	七六三	一〇四	〃四八、三、一
潤徳小学校建設	三、三〇〇	二、九九八	三〇一	〃五四、三、三
二中潤徳小建設	五、五〇〇	五、一七五	五〇二	〃五五、三、三
才二中学校建設	一、二〇〇	一、七七六	九七七	〃六一、三、三
七中平山小建設	二、五〇〇	二、四二八	二二八	〃五六、三、二
才一中学校建設	一、八〇〇	一、八〇〇	七四六	〃六一、三、一
才五小学校建設	五、〇〇〇	五、〇〇〇	二三二	〃五七、三、三
五小、七中建設	一、六〇〇	一、六〇〇	六六三	〃六三、二、一
一般単独事業	九、二五〇	八、〇〇七	七六〇	〃六三、二、一
消防自動車購入	一、〇〇〇	七二六	一四七	〃四四、二、一
一番橋建設	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一四三	〃五七、二、一
国民健康保険 直営診療所建設	二、二五〇	一、二八一	三三一	〃四二、五、一
一番橋建設	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一三九	〃五八、二、一
清掃事業	一、七五〇	一、六六一	一、四八一	〃五八、二、一
し尿処理場建設	一、五〇〇	一、四一一	一、三六五	〃五五、二、一
〃	二、五〇〇	二、五〇〇	一一六	〃五八、二、一

(二) 人口一人当り固定資産評価額調

(昭和三十七年度分)

事業名	起債額	未償還額	毎年度元利償還額	最終償還年月日
下水道事業	一九〇〇〇千円	一七八八一千円	一、五四八千円	
汚水処理場建設	七〇〇〇	六四二四	五七〇	昭五八、三、三一
汚水処理場建設	五〇〇〇	四七〇二	四〇七	〃五九、二、一
下水道建設	五〇〇〇	四八〇八	四〇七	〃六〇、二、一
〃	二、〇〇〇	一、九四七	一六四	〃六一、二、一
上水道事業	一〇六、〇〇〇	一〇四、二五四	六七一八	
上水道建設	三、〇〇〇	二、八七八	二五三	〃五九、二、一
〃	二〇、〇〇〇	一九、二五一	一、六五七	〃六〇、二、一
〃	五、〇〇〇	四、六一五	二九五	〃五〇、三、二〇
〃	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一八六	〃五一、三、二〇
〃	二七、〇〇〇	二六、五一〇	二、二三七	〃六一、二、一
〃	六、〇〇〇	六、〇〇〇	三五〇	〃五二、三、三〇
〃	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇	一、七四〇	〃六二、二、一
病院事業	一六、〇〇〇	一五、八三三	九一〇	
病院建設	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五〇三	〃四六、三、二〇
〃	一〇、〇〇〇	九、八三三	四〇七	〃六二、二、一
公益質屋事業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七	
公益質屋建設	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七	〃三八、一〇、二〇
合計	二五二、七五〇	二三九、八七六	一七、二〇四	

種別	市町別		町		田		昭		島	
	野	町	町	田	市	昭	島	市	市	
地	評価額(千円)	一人当り(円)	評価額(千円)	一人当り(円)	評価額(千円)	一人当り(円)	評価額(千円)	一人当り(円)	評価額(千円)	一人当り(円)
田	一三九、〇九〇	二、九四三	二、三二、五五〇	二、九六六	三七、〇二八	七六七				
畑	九五、七二四	二、〇二五	五〇、九七四	六、五〇一	一二、六二七	二、五二一				
宅地	八八〇、五八六	一、八六三五	一、二二五、二八五	一、五、六二七	一、〇九三、四七五	二、二、六七三				
山林	二四、二二一	五、一二	二、三一、三八二	二、九五	一、三、一三二	二、七二				
原野	三八八	八	六、六九八	八五四	六六一	一三				
その他	一〇、二六五	二、一七	六、九三一	八八	二、二〇、九三五	四五八一				
土計	一、一五〇、二七四	二、四三、四三	二、二七二、八七四	二、八九八	一、四八六、八五八	三〇、八二九				
家屋	五、七二五、二五六	一、二一、一六四	四、四四、五、八八七	五、六、七〇四	四、一九九、九七四	八、七、〇八五				
償却資産	三、三五五、四九一	七、一、〇一二	一、五七八、五二四	二〇、一三二	一、九五五、六二八	四〇、五四九				
合計	一〇、二三一、〇二一	二、一六、五二〇	八、二九七、二八五	一〇、五八、二五	七、六四二、四六〇	一、五八、四六三				
人口		四七、二五二人		七八、四〇五人		四八、二二八人				

注、一人当り算出基礎人口は、昭和三十七年一月一日現在配給台帳による東京都人口

(ホ) 地方交付税

A 人口一人当り基準財政需要額

(昭和三十七年度)

市町別	金額		費目	
	金額(千円)	一人当り(円)	金額(千円)	一人当り(円)
日野町	二、三、七八〇	二、三〇	消火費	四、五五
町田市	三、四、九一六	三、一、四四四	土木費	七、三、一〇〇
			教育費	四〇、七四〇
			厚生	二、一、五一
			労働費	四、一、二
			産業	六〇、九八
			経済費	一、一六
			その他の	六、三、三九四
			行政費	一、三、一五
			特別地方	二〇九
			債償還費	四
			合計	一、六、七、七三四
				三、二、一五
				六九七
				二、九、七、二九六

町田市	一人金等 (円)	三九二	三五三	八二一	五一九	一一〇	一一三六	七	三、三四〇
	金額 (千円)	二三、二四四	一五、〇四九	四七、八四五	三二、七九四	四九、七八	六〇、八〇四	四七四	一八五、一八八
昭島市	一人金等 (円)	四四〇	二八五	九〇六	六二一	九四	二、一五一	八	三、五〇七
	金額 (千円)	四四、〇〇〇	二八、五〇〇	九〇、六〇〇	六二、一〇〇	九、四〇〇	二一、五一〇	八〇	三、五〇七

注、人口一人当りの額は昭和三十八年四月一日現在東京都推計人口で除したものの。

B 人口一人当り基準財政収入額 (昭和三十七年度)

税目	区分	住民税		固定資産税		償却資産税		計						
		個人分	法人分	土地	家屋	個人分	法人分							
市別金額 (千円)		額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)					
昭島市	二五八〇七	四八八	二〇三三〇	三八五	四六、一三七	八七三	九〇、一三	一七〇	三四、九三三	六六一	一六、〇八一	三〇四	六、〇二七	一、一三六
町田市	七四〇一一	八三一	二〇八七四	二三四	九四、八八五	一〇、六六	一七、一九四	一九三	三七、六八六	四二三	二、〇七	二四八	七、六九一	八六四
日野町	五二八五一	一〇一三	八〇、三八九	一、五三九	一三三、四〇〇	二五、五二	一〇、五四七	二〇二	五二、七三六	一〇、一一	三、一三八	六〇一	九、四六四	一、八一四

税目	市別金額 (千円)	市町村		電気ガス税		木材引取税		鉦産税		交付金および納付金		合計	
		額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)	額 (千円)	一人当 (円)		
昭島市	二、二九八	四一	一六、一四八	三〇五	二〇、二三八	三八三	〇	〇	〇	六、七三一	一二七	一五、四六九	二、八六八
町田市	三、六三六	四〇	二八、三二二	三、一八	一九六、二三	二、二〇	六	〇	〇	六、六二八	七四	三、三〇五	二、五八五
日野町	一、七三五	三三	一九、七二六	三、七八	三七、七五四	七、二三	〇	〇	〇	三、六一八	六九	二、九六二	五、五七二

C 交付税額 (過去三年間一特別交付税を除く)

年度別	市町別	日野町	町田市	昭島市
昭和三十五年度		四、二一二千円	五、九一三〇千円	四、五一七、八千円

年度別	市町別	
	日野町	昭島市
昭和三十六年度	一〇、一五四千円	七〇、三四一千元
昭和三十七年度	一、二二二六	八八〇三六
		昭島市
		三六〇八三千元
		三三、六三三

(7) 「銀行および会社の数ならびにその規模か他の市に比して遜色がないこと。」

(イ) 銀行（金融機関）

市町名	銀行（金融機関名）	規模		備考
		資本金	従業員数	
日野町	才一銀行日野支店	一、三五〇、〇〇五千元	一六	
	振興信用組合日野支店	一、〇〇一、七四〇	四三	
	八王子信用金庫日野支店	七六一七〇	一三	
	日野町農業協同組合	五、五〇〇	二〇	
	七生農業協同組合	七、四四〇	三七	
	八千代信用金庫	六〇〇、〇〇〇	八四	
	横浜銀行	七〇〇、〇〇〇	五二	
町田市	日本相互銀行	五、〇〇〇、〇〇〇	三〇	
	三菱銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	三五	
	振興信用組合	六、〇〇〇	一五	
	三井銀行	九〇〇〇、〇〇〇	三九	
	武陽信用金庫拜島支店	八二、七三〇	八	
昭島市	昭島市昭和農業協同組合	七四、四〇〇	二五	

(口) 会社(資本金五百万元以上) 本社・支店・工場を含む。

会社・工場名	日野町		町田		昭島			
	規	模	規	模	規	模		
資本金	従業員数	資本金	従業員数	資本金	従業員数	従業員数		
帝人中央研究所(株)	一、八九〇,〇〇〇 (万円)	一〇〇	石岡電気(株)	三六〇〇 (万円)	一九三	昭和飛行機工業(株)	二四八〇〇 (万円)	一、六八〇
富士電機製造(株)	一、二六〇,〇〇〇	一、七二五	東京磁気化学工業(株)	二、〇〇〇	六〇	レナウン工業(株)	一八五〇〇	七三四
日野自動車工業(株)	六八〇,〇〇〇	四、五四四	沢田電気(株)	一、六〇〇	一四五	日本航空電業(株)	一〇〇,〇〇〇	三七九
雪印乳業(株)	三三〇,〇〇〇	三五〇	三和工業(株)	八、〇〇〇	一九八	保谷硝子(株)	一二五〇〇	二六二
小西六写真工業(株)	三〇〇,〇〇〇	二、〇九八	ロータリー製菓(株)	一、九六〇	八三	フランスベツト(株)	一六、〇〇〇	六二五
神鋼電機(株)	三〇〇,〇〇〇	四三三	日本瓦斯(株)	一、〇〇〇	二三	日本農林ヘリコプター(株)	一〇,〇〇〇	三八
日本特殊農薬製造農事試験場	一八〇,〇〇〇	三〇	東京報知(株)	一、二〇〇〇	一〇五	グリコ東京協同乳業(株)	五〇〇〇	一六七
神戸工業(株)	一二〇,〇〇〇	四五	福岡ボーデー製所東京工場	二、〇〇〇	一二五	理学電機(株)	八〇〇	二七九

市町名	銀行(金融機関名)	資本金	従業員数	備考
昭島市	昭島市拝島農業協同組合	一、二、九四〇	一一	

日野町		町田市		昭島市	
会社・工場名	規 模	会社・工場名	規 模	会社・工場名	規 模
資本金	従業員数	資本金	従業員数	資本金	従業員数
株式会社丸井豊田店	一、〇〇〇〇	尚山堂町田工場	二〇、五〇〇	日本電子株式会社	三、五〇〇
オリエント時計株式会社 日野工場	六〇、〇〇〇	寺田雷機株式会社	一、八〇〇	立川スプリング株式会社	五、〇〇〇
羽田ヒューム管株式会社 日野工場	二〇、〇〇〇	日米富士株式会社 町田工場	一、七五〇	フォスター電機株式会社	一〇、〇〇〇
日本飾絹株式会社	一五、〇〇〇	共栄機工株式会社	二〇、〇〇〇	武蔵プレス工業株式会社	一、八〇〇
千代田自動車工業株式会社	一五、〇〇〇	田中工業株式会社	九〇〇	西川繊維株式会社	一、〇〇〇
フォスター電機株式会社 日野工場	一五、〇〇〇	芝田製作所株式会社	九〇〇	橋本産業株式会社	一、〇〇〇
東芝タイプライター 多摩工場	一五、〇〇〇	河美電機株式会社	八〇〇	桃瀬製作所株式会社	三〇〇
高島屋ストア株式会社	一、二〇、〇〇〇	石岡電子工業株式会社	九〇〇	昭和ガス株式会社	三〇〇
富士電気工事株式会社 豊田工場	六、五〇〇	青葉紙業株式会社	七〇〇		一五
立川微粉工業株式会社 日野工場	五、〇〇〇	石渡製作所株式会社	八〇〇		七五
日野鋳造所株式会社	五、〇〇〇	王子化学株式会社	八〇〇		
新生ストア株式会社	一、五〇〇	町田製氷冷凍株式会社	一、〇〇〇		
光工業株式会社 日野工場	一、二〇〇	斉藤精機株式会社	五〇〇		

注、昭和三十七年度工業統計調査による。

武蔵青果 日野支店	(株)多摩スーパレット	関口電機(株)	内山電機(株) 日野工場	フアースト製菓(株)	(株)日野大野	国産機械(株)	(株)横山電機製作所	日野精機工業(株)	日東精密(株) 日野工場	(株)吉河電機製作所	(株)進和製作所	広畑建設(株)
一、〇五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇	七五〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六	一七	八三	七〇	八二	三〇	一三三	三一	一二〇	九九	七七	七三	三〇
(株)堤組	(株)高一建設	帝人殖産(株)	野村工事(株)	(株)長崎屋	(株)吉川百貨店	協和醸酵(株) 研究所	丸山醬油(有)	三石液 ガス(株) 化	共栄工業(株)	(株)岡直三郎 商店	大陽通信工業	昭絹化繊工(株)
六〇〇	九五〇	八〇〇	一、二〇〇	五〇〇	八〇〇	二八五〇〇	五〇〇	七五〇	六〇〇	五〇〇	七五〇	五〇〇
//	//	//	//	//	//	不詳	五	二〇	一〇〇	三〇	一三一	三五

(8) 商工業その他の都市的業態、または都市的業態に従事するもの、およびその者と同一世帯に属する者の数が最近五ヶ年間に増加の傾向にあること。

商工業等都市的業態従事者調

年 度	区 分		都市的業態従事者増加率	備 考
	A (人)	B (人)		
昭和三十四年二月一日	二六一八二	六八一八	一〇〇%	Aは各年二月一日現在の人口から農林水産関係の人口を減じたもの。 Pは東京都農業経営基本調査による。
昭和三十五年二月一日	三二、三七三	六八〇一	一二四	
昭和三十六年二月一日	三七三二九	六六七一	一四三	
昭和三十七年二月一日	四一、一〇九	六五一五	一五七	
昭和三十八年二月一日	四五、四〇二	六二八三	一七三	

注1. 都市的業態従事者増加率は、初年度を一〇〇%とした。

2. 都市的業態に従事する者およびその者と同一世帯に属するものの数をAとし、その他をPとした。

3. 各年二月一日の人口は、東京都推計人口による。

(9) 「病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること」

(イ) 病院、診療所施設

(昭和三十八年七月一日現在)

病院・診療所数	上記施設の病床数	上記施設の医師数	医師一人当り人口
四三九	四〇〇	六一	八八八

(ロ) 娯楽施設

(昭和三十八年七月一日現在)

施設名	所在地	収容人員	月間利用者	備考
テクニールランド多摩テック	日野町程久保一号の一〇		三、〇〇〇	
日野劇場	日野町日野六七四三	五〇〇	九七〇〇	

(ハ) 社会厚生施設

(昭和三十八年七月一日現在)

施設の種類	施設名	収容人員	月間利用者	児童福祉		一般福祉	
				男	女	男	女
児童福祉	日野保育園	一〇五	一〇五				
	日野才二保育園	六六	六六				
	至誠才二保育園	九〇	九〇				
	とよだ保育所(町立)	八〇	八〇				
	たかはた保育所(町立)	一〇〇	一〇〇				
	多摩平保育所(町立)	一八	一八				
	東京光の家	七二	七二				
一般福祉	七生児童学園	男一五〇 女一〇〇	男一四一 女九四	二三五	二三五		
	七生福祉園	男二四 女一五	男五 女一三	一八	一八		
	共同作業所(町立)	三九		八六	八六		
	公益質屋(町立)			一三五	一三五		

(三)

その他市となるための要件について

(1) 道路状況調

(イ) 主要幹線街路

路線名	幅(メートル)	延長(メートル)	整備の程度
一級国道二〇号線	一〇	四二九九	コンクリート舗装 一〇〇%
都道八七	五四・六	四七八五	アスファルト乳剤簡易舗装 一〇〇%
〃 一〇四	四五・六	五八〇六	六〇

路 線 名		幅 (メートル)	延長 (メートル)	整 備 の 程 度
都 道一〇五号線	六〇九	六〇九	四、五九三	アスファルト乳剤簡易舗装 六二
〃	一〇九	六〇九	二、七五三	〃
〃	一一九	四〇八	一、七七五	〃
〃	一二三	八〇九	三、六五六	〃
主要地方道三八	〃	七〇八	一、九七	〃
補助町村道 六	〃	四〇八	二、一三〇	〃
〃	八	四〇五	一、五〇〇	〃
〃	二	四〇	二、〇〇〇	〃
〃	四	四〇六	一、〇〇〇	〃
〃	一八	六	四〇〇	砂 利 道
〃	一二	五	二、四三〇	アスファルト乳剤簡易舗装 一〇
多摩平幹線 一 号	〃	一二	一、八四三	〃
〃	二	一一	九七一	〃
〃	三	一五〇	五九〇	〃
〃	四	一〇	二九五	〃
〃	五	八〇	一、九二六	〃
〃	六	八	八三〇	〃
〃	七	八	三八一	〃
〃	八	一四	一三九	〃
〃	九	八	四三一	〃
〃	一〇	六〇八	三〇〇	〃

(ロ) 町道の整備状況

延	長 A	舗装部分の延長 B	整備の状況 B/A	備考
	四七三七九	一四五〇七	三〇六一%	1. 単位はメートル 2. 日野町道路台帳による

昭和三十八年七月一日現在

(ハ) 幹線道路（国道および都道）の整備状況

延	長 A	舗装部分の延長 B	整備の状況 B/A	備考
	四五〇六九	三六六七一	八、三七%	単位はメートル

昭和三十八年七月一日現在

(2) 交通状況調

(イ) 乗合自動車の運行状況

昭和三十八年七月一日現在

区分 会社別	バス路線の延長	一日当乗客数	一日当降客数	延自動車台数	備考
都営バス	九五〇〇m	四七一人	四四五人	一九台	(イ) バス路線の延長は日野町内の実数
京王バス	八二、二〇〇m	一六六三〇人	一六六三〇人	三二五台	(ロ) 延自動車台数は一往復を一台とみなす

注、 都営バス……東京都交通局 京王バス……京王帝都電鉄株式会社

(ロ) 国鉄および私鉄の路線調

昭和三十八年七月一日現在

国	鉄	私	鉄	会社名
二	豊田駅・日野駅	四	百草園駅・高幡不動駅・南平駅・平山城址公園駅	京王帝都電鉄(株)

(ハ) 各駅状況調

昭和三十八年七月一日現在

駅名(A)	駅間隔	駅名(B)	一日当り乗客数	一日当り降客数
立川駅	三三Km	○日野駅	一一、五三六人	一一、五三四人

駅名(A)	駅間隔	駅名(B)	一日当り乗客数	一日当り降客数
日野駅	三、三 Km	○豊田駅	一、二、五、五〇人	一、二、六、〇六人
豊田駅	四、三 Km	八王子駅		
聖跡桜ヶ丘駅	一、八 Km	○百草園駅	一、一、六、四人	一、一、二、三人
百草園駅	一、九 Km	○高幡不動駅	三、〇、〇一人	三、〇、四一人
高幡不動駅	三、二 Km	○南平駅	六、九五人	七、六三人
南平駅	一、四 Km	○平田城址公園駅	一、一、七五人	一、一、八七人
平田城址公園駅	一、四 Km	長沼駅		
合計	一、八、六 Km		三、〇、一、二一人	三、〇、二、五四人

(3) 注、一日当りの乗、降客数は駅名(B)の○印(日野町所在駅)に対する数である  
街灯設置状況

昭和三十八年七月一日現在

(四)

(1) その他、市となるための要件についての参考資料  
都市計画の概要(関係図面、四の一〜五参照)

都設置	町設置	防犯協会設置	交通安全協会設置	町内会設置	合計	摘要
五〇	二五〇	一六〇	一五	一、五二二	一、九九七	

日野町では、旧日野区域が立川都市計画区域(昭一四、一二、二三内務省告示才五九七号)に、旧七生区域か八王子都市計画区域(昭一六、五、三〇内務省告示才三五六号)に編入されていたが、昭和三十三年二月合併によつて新日野町が誕生するにおよび、これらを統合して日野都市計画区域(昭三六、八、二九建設省告示才一九〇〇号)に改められた。これによつて日野町は従来の都市計画を全面的に廃止し、首都圏整備法に基づく市街地開発区域指定(昭、三四、五、二七首都圏整備委告示才二〇二号)と相俟つて総合的な計画をたて、新に用途地域をはじめ街路、公園緑地、下水道、し尿塵芥処理等の都市的施設を決

定し、将来發展の指標を定めた。

(イ) 基本構想

前述のとおり、首都圏整備法に基づく市街地開発区域として指定をうけ、都市的整備に努力している当町は、昭和初期の工場進出によつて人口の急増をみた経過にかんがみ、今後の土地区画整理による工業団地および宅地造成、誘致工場の新設等に伴う定着人口を考慮して、昭和五十年の人口を一二万と推計して都市計画を樹立した。

当町の都市計画は、土地利用、街路、公園緑地計画等の面において、将来日野町が工業都市として飛躍すべく計画されている。即ち土地利用については、工業地域を重点的にとり、その周囲を住居地域で構成した。(関係図四の一参照) これは現在比較的多数の流出人口を有している当町が、産業の振興ならびに誘致工場の完成により、定着人口の増加をはかるためにも必要であると同時に、現在商業の中心をなしている日野駅、豊田駅、高幡不動駅周辺の商業地域の育成にも役立つものである。

街路計画については、現在甲州街道をはじめ、主要地方道、一般都道が縦横に走っているが、これ等の交通状況を勘案した結果、新に二〇路線を決定した。(関係図面四の四) このうち、豊田土地区画整理事業により、132 (谷田傘松線) 133 (豊田駅奥原線) 231 (東大久保上原線) は一部完成したが、これ等都市計画街路を買収方式によつて完成するためには、約百億円の事業費を必要とするので、現在準備中の平山台地区、神明上地区、吹上地区等の土地区画整理事業と併行して逐次完成する予定である。

公園緑地計画については、当町は自然的条件に恵まれ、多摩動物公園をはじめとして、いくつかの公園緑地を有しているが、これ等を勘案して、新に二三公園、四緑地を計画した。(関係図四の三)

その他、公共施設としては、多摩川、浅川の合流点に配したし尿塵芥処理施設の拡張完備をはかるほか、神明上区画整理区域に、一大学校用地を確保し、既にその一部に実践女子大附属高校を誘致した。

以上のように、日野町は自然的環境を考慮した土地区画整理事業により、市街地の形成をはかるとともに公共施設を増強してゆく計画である。

(四) 用途地域（関係図四の一参照）

従来、立川都市計画区域および八王子都市計画区域として決定していたものを、日野都市計画として変更し、市街地開発区域の構想に適合するように次のように改めた。

工業地域は既指定地域に、豊田駅西方平山台地区を加えた。

準工業地域は既指定地域に接して追加拡大した。

住居地域は新に京王線高幡不動駅及び平山駅周辺を指定した。

商業地域は、日野、豊田、平山、高幡不動の各駅を中心として指定した。

用途地域種別	面積（ヘクタール）	百分比（%）	摘 要
工業地域	一八三、六	一一、六	昭和三十六年十一月九日 建設省告示才三六〇一号
準工業地域	七三、二	四、七	〃
住居地域	一、二九一、四	八三、一	〃
商業地域	二五、九	一、六	〃
合計	一、五七三、一	一〇〇、〇	〃

(ハ) 準防火地域（関係図四の二参照）

商業地域の全部、日野駅周辺住居地域及び高幡不動駅周辺住居地域、国道二〇号線沿いの住居及び準工業地域の各一部四三、六四ヘクタールを準防火地域（昭三六、一一、九建設省告示才二五九九号）に指定した。

(ニ) 空地地区（関係図四の二参照）

住居地域内の空地を確保し、あわせて、住民の健康、防災を考慮して空地地区を定めた。

指定にあたっては、計画市街地区域外の住居地域については才一種、計画市街地区域については才二種才三種、才四種を、区画整理事業により市街地として整備中の区域には才八種を指定した。

空地地域種別	面積(ヘクタール)	百分率(%)	摘要
才一種空地地区	二一六・〇	一七・〇	昭和三十六年十一月九日 建設省告示才二六〇〇号
才二種空地地区	六一九・一	四八・七	〃
才三種空地地区	二四一・二	一九・一	〃
才四種空地地区	二六・二	二・一	〃
才八種空地地区	一六九・四	一三・二	〃
合計	一二七・九	一〇・〇	〃

(ホ) 緑地(関係図四の三参照)

緑地は昭和十八年八月、立川都市計画として一ヶ所を決定していたが、これを改めて昭和三十六年一月日野都市計画として四ヶ所を指定した。

番号	名称	位置	面積(ヘクタール)	摘要
一	仲田	日野町日野地内	六・三	
二	日野	日野、豊田、堀之内地内	二四・一	昭和三十六年十月五日 建設省告示才二二八三号
三	大木島	日野町宮地内	三・四	〃
四	北川原	日野町新井地内	六・九	〃
合計			四〇・七	〃

(キ) 公園(関係図四の三参照)

当町は首都圏整備法により、市街地開発区域として指定され急速な市街化が進行している現況にかんがみ、住民の教養、慰楽、防災、健康に資するため、次のように公園を指定した。

番号	名称	位置	面積(ヘクタール)	摘要
一	日野中央公園	日野町大久保地内	一八〇	昭三六、一〇、五 建設省告示才二八四号
二一〇	多摩平公園(才一才九)	多摩平地内	五〇五	〃
一一	日野台公園	奥原地内	〇四〇	〃
一二	緑ヶ丘公園	北御越前地内	〇一〇	〃
一三	七ツ塚公園	七ツ塚地内	七五〇	〃
一四	権現公園	上屋敷地内	〇三〇	〃
一五	矢の山公園	宿裏地内	〇三〇	〃
一六	宮公園	万願寺地内	〇一六	〃
一七	安養寺公園	土打地内	〇五〇	〃
一八	延命寺公園	林際地内	〇四〇	〃
一九	若宮公園	豊田宮根地内	〇四〇	〃
二〇	豊田公園	豊田八ヶ下地内	〇二〇	〃
二一	林間公園	百草地内	一八〇	〃
二二	百草公園	百草地内	二六〇	〃
二三	高幡不動公園	高幡地内	二七〇	〃
合	計		二四二一	

(5) 街路(関係図四の四参照)

当町は市街地開発を促進するために幹線221号線(甲州街道)及び131号線(東京一八王子線)の整備によつて八王子及び東京方面との連絡を密にし、北多摩郡との連絡をはかるために立川―日野線を決定したほか、次のように二〇路線による道路網を定めた。





(チ) 土地区画整理（関係図四の五参照）

当町には昭和三十一年、八王子都市計画豊田区画整理事業施行区域として定められたものと、昭和三十四年都市計画豊田土地区画整理事業区域として指定されたものとの二つの区域があつたが、日野都市計画が独立するにおよび、この両地域を改めて、日野都市計画豊田土地区画整理事業として決定し、日本住宅公団が事業を執行した。

また豊田駅西北部台地の工業団地造成を目的とした平山台土地区画整理事業は、昭和三十五年六月区域を決定し、現在事業認可申請中である。

日野都市計画土地区画整理状況

決定年月日	告示番号	事業名	区分	地積 (クスタール)
昭三六、一二、二五	建設省告示才三、八九八号	豊田土地 区画整理事業	日野町日野、豊田、堀之内、南平、宮上田、粟ノ巣、高幡の各一部	一三三、一
昭三五、六、一三	建設省告示才一、〇五号	平山台土地 区画整理事業	日野町日野、豊田、平山、南平、高幡粟ノ巣、西長沼の各一部	一三三、〇

(2) 工場誘致の概要

日野町は、既述のとおり工場立地条件に恵まれ、昭和初期より多数の工場が進出しているが、更に昭和三十四年、工場誘致及び育成条例を設けて、新工場の誘致と既設工場の育成をはかつた結果、新に東芝電機(株)日野工場、東芝タイプライター(株)、帝国人絹(株)、雪印乳業(株)、吉河電機、千代田自動車(株)及びこれ等に付随する工場の新設、小西六写真工業(株)、富士電機製造(株)、神鋼電機(株)、日本篩絹(株)等の大幅な増設をみたのであるが、末だ次のように、約二〇万坪以上の工場適地を残しており、新工場の誘致が可能である。即ち国道二〇号線に沿う北部工業地域(二四七七一三坪)には、小西六写真工業(株)、日野自動車(株)、神鋼電機(株)が、また豊田駅北部工業地域(四二、四〇〇坪)には富士電機製造(株)が殆どその全地域を占めてお

(3) 農地転用の状況

り、新工場の進出余地はないが、羽田ヒューム管(株)、オリエント時計(株)、雪印乳業(株)の所在する東部準工業地域(二〇三、二四九坪)及び東芝電機(株)、東芝タイブ(株)、千代田自動車(株)、帝国人絹(株)等の属する西部工業地域(二一四、九八七坪)の各々には約一〇万坪の余地が見込まれている。

年度別	農地面積	農業委員会を経て農地転用を許可した面積					合計
		一般住宅	工場用地	学校敷地	その他	合計	
昭三五	町反畝歩 七七七六六〇〇	町反畝歩 一三二四一一	町反畝歩 二一〇九一〇	町反畝歩 四八四〇四	反畝歩 八九〇一	町反畝歩 四〇〇六二六	
昭三六	町反畝歩 七三七五九〇四	町反畝歩 一五三五二九	町反畝歩 四七五一八	反畝歩 四一二七	反畝歩 九〇一六	町反畝歩 二一四四〇〇	
昭三七	町反畝歩 七一六一五〇四	町反畝歩 一三六七二〇	町反畝歩 七五四一四	畝歩 四一五	町反畝歩 二〇一二四	町反畝歩 二三二八一三	
合 計		町反畝歩 四二二八〇〇	町反畝歩 三三三九一二	町反畝歩 五三〇一六	町反畝歩 三八一一一	町反畝歩 八四七九〇九	

(4) 清掃事業の概要

1. 経過説明

当町は昭和二十九年よりし尿及びじんかい収集事業を実施してきたが、昭和三十三年二月旧七生村との合併及び首都圏整理法に基く市街地開発区域の指定等種々の条件が重なり遂年人口が増加してきたので、旧来より実施してきたし尿の農家還元による処理方法は化学肥料の普及により著しい減少をきたし、不衛生処分をせざる得ない状態になつたので当町の東方に位する多摩川河川敷約九九五〇平方メートルの占有許可を得て昭和三十三年度より二ヶ年継続事業により一日当り二七キログラム約二七、〇〇〇人の処理能力を有するし尿処理場と、一日当り七五トンのごみ焼却場を併設した施設の建設に着手し、昭和三十

四年十二月に完成した。尙、当町は昭和三十三年九月、東京都知事より全地域を特別清掃地域に指定された。

その後、都市計画による市街地化、大規模工場の進出、宅地造成等により当町の発展は目ざましく、近き将来十万人の都市誕生が実現する様相を示している。

このため、清掃関係事業も人口増加に正比例して急増し現有の施設では到底完全処理が不可能の状況となつたので、昭和三十六年度に一日当り七五トンの焼却能力を有するごみ焼却場を増設した。また、昭和三十七年度より二ケ年継続事業を以て一日当り五四キロリットル、約五四〇〇人のし尿を処理する処理場を増設中にして本年十一月完成の見込みである。これが完成すると既設とをあわせし尿においては一日当り八一キロリットル、ごみの場合は一五トンの終末処理が可能となる。また本年三月ごみ焼却場増設の都市計画決定は三〇トンであり、将来増設の見込みである。

## 2. 事業の概要

### A し尿処理状況

全世帯の約四八%、六五五〇世帯（会社、駅、学校等の大口を含む）がし尿処理を必要とし、町の委託業者によつて処理されている。町の委託業者は現在四社ありバキューム車六台で収集し、年間の汲取量は一六五〇〇キロリットルである。残る五二%の世帯は下水道、浄化槽、自己処理等であるが月平均五〇世帯程度のし尿処理必要世帯が増加している。

### B ごみ処理の状況

本町のごみ処理を必要とする世帯は全世帯の六二%、八四五〇世帯で、うち五五九〇世帯を直営で収集、二八六〇世帯を委託業者に委託している。運搬車は直営五台、委託二台で十日毎に収集し年間の収集量は約四九〇六トンに達している。尙、後述の如く本年度より美化車三台を購入しちゆう芥処理を開始した。

3. 処理施設の概要

種別	既設増設		起工	竣工	工事費	一日当り処理量	摘要
	既設	増設					
し尿処理場	既設 昭三四二	増設 昭三七一一	昭三四二	昭三四一二	四二五二二千元	二七Kl	七月一日現在の人口は五四三〇七人 世帯数は一三六〇四戸
ごみ焼却場	既設 昭三六三	増設 昭三四二	昭三六三	昭三四一二 昭三七一〇	三七〇四四 三五一七 三五〇〇	五四Kl 七五トン	し尿処理戸数は四八% ごみ処理戸数六一%

昭和三十八年七月一日現在

(5) 美化運動の状況

当町は昭和三十三年九月特別清掃地域に指定され、前述の如く清掃関係事業のスムーズな運営に努力してきたが、昭和三十八年三月三十日と愛の精神をもつて自然と文化を調和した美しい「美化都市」とすることを宣言した。

そこで町民の協力と公德心の昂揚をはかるべく美化塔の設置、懸垂幕の掲揚、ポスター、広報等により趣旨の徹底をはかると共に、都の首都美化運動に相呼応して、自主的な美化活動を地区組織を通じて促進し、町自体においても次のような事業を実施中である。

- 一、美化灯の設置
- 二、花と樹木を植える。
- 三、美化運動による美化パトロール
- 四、生ゴミ収集処理
- 五、不衛生個所の美化

先ず、街を明るく犯罪のない住みよい町とするため防犯灯、街灯以外に美化灯一〇〇灯を設置し、今後とも逐次増設の予定であり、同時に宅地造成等により次々に失なわれつつある緑地帯を保護し、街を緑樹と花一ぱいの美しい環境とするため、花の種を無料配布し植樹運動を展開している。

官 署						名 称	所 在 地	敷地面積	建築延面積	構 造	職員収容 最大人員
農林省蚕糸試験場	農林省東京食糧事務所 日野出張所	農林省淡水区水産研究所	建設省関東地方建設局 東京国道工事事務所	郵政省日野郵便局	郵政省多摩平郵便局	郵政省豊田郵便局	日野町日野二八二五 日野町日野二八一五 宮 三九九 新井六五四五 日野三六一七 梶山一七三二 豊田一〇四九	二九三七二坪 七八〇坪 九六六三〇坪 六九五〇坪 二四九〇坪 四〇〇坪 四七〇坪	一九九四坪 六〇坪 四七〇坪 四二〇坪 一五九〇坪 一五〇坪 一八〇坪	木造平屋建 二階建 木造モルタル 二階建 鉄筋コンクリート 平屋建 木造平屋建 二階建 鉄筋コンクリート 二階建 木造モルタル 平屋建	五九 六 四〇 五 六五 五 三

(6) 官署、公署の規模調

更に主婦のなやみのたねとなつてゐる生ゴミを処理し、「カ」「ハエ」の発生を未然に防ぐべく美化運動車三台を購入した。当初モデル地区を選定し、試験調査の結果、現在は約五〇〇〇世帯の生ゴミを処理している。

また各町内の衛生推進協議会を中心に、不衛生個所の美化と下水、ドブ、用水等の清掃を自主的に実施させ、美化運動車によりパトロール清掃して、清潔で明るく住みよい町とするよう鋭意努力をつくしておる現況である。

(昭和三十八年七月一日現在)

才入					市町名
国都交付金	使用料及び手数料	公営企業及び財産収入	地方交付税	国有提供施設等所在市町村助成交付金	
一八〇、二〇九、三〇〇	二、三〇七、八〇〇	四七〇〇	一、〇〇〇	〇	日野町
一四六、六六三、三六〇	二、一、三二五、七〇〇	五、六、六四二、六八〇	八、三、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	町田市
六四、八四八、〇〇一	二〇、九一五、八〇〇	三、五〇〇、〇二、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	昭島市
				四一、一、八五七、〇〇〇	市(町)税

(7) 予算比較内訳  
 (1) 昭和三十八年度当初予算内訳

その他の公署	都の公署				官署	名称	所在地	敷地面積	建築延面積	構造	職員収容 最大人員 (人)
	日本電信電話公社 日野電報電話局	東京都建設局 多摩動物公園管理事務所	東京消防庁日野消防署	警視庁日野警察署							
	〃 多摩平一八街区	〃 程久保 三〇一	〃 〃 三、八〇三	〃 日野 三四七		日野町平山 五九四	四二坪	二一坪	木造平屋建	三	
	一、〇二〇〃	三〇〇〃	五二四〃	八六一〃							
	四一〇〃	七一〃	六八〃	一七三〃							
	鉄筋コンクリート 二階建	鉄筋コンクリート 二階建	木造モルタル 二階建	木造モルタル 二階建							
	四三	七七	二八	一二三							

指 数 (一人当り予算総額)	右人口で除した一人当り予算額	昭和三十八年四月一日人口 (東京都推計)	出 才													入 才				款別	市町名	
			計	その他	予備費	諸支出金	公債費	産業経費	保健衛生費	社会及び労働施設費	教育費	土木費	消防費	役場費	議会費	計	その他	市の債	雑収			繰越
(1000)	14307	52150	746229800	3665100	4248200	35593100	10624400	11846100	102920500	17240500	304110900	106460600	23530800	14609000	746229800	59126600	43000000	8960400	2000000	日野町		
(63)	9002	88987	801082830	6835580	1000000	31196150	18081360	67031190	112869620	17165610	215810770	113564310	33551240	162514250	801082830	41386440	35000000	19044120	8000000	町田市		
(61)	8760	52797	462552061	4017253	13086060	14855689	7800000	46321000	67257656	7800000	40903600	22487680	167049368	18533450	462552061	5240680	35000000	10297000	7000000	昭島市		

(ロ) 特別会計内訳

会計名	市町名	昭島市	町田市	日野町
国民健康保険事業勘定		四〇、一四五六〇〇	八三、一二五七七〇	三九六七七〇〇〇
国保特別会計直診勘定			五、九六一、九〇〇	七六三、二五〇〇
町立国民健康保険病院勘定			八四、四四二、三〇〇	四一、四六四〇〇〇
公益質屋特別会計		一一、五五〇、〇〇〇		二、五三二、一〇〇
用地特別会計				一五四一、五九二〇〇
用品特別会計			三四二八〇、四九〇	一二、三一、二五七〇
水道事業会計		一四〇、一七四、〇〇〇	六六、九二七、九二〇	五五、五一七、五〇〇
下水道事業会計				九七、五二、九四四
農業共済事業特別会計		一、六九六、二二六		
共同作業所特別会計		七、八七七、八〇〇		
計		二〇一、四四三、六二六	二七、四七三、八三八〇	三二、三〇、四七、八一四
昭三八、四一人口(東京都推計)		五二、七九七	八八、九八七	五二、一五七
右人口で除した一人当り予算額		三、八一五	三、〇八七	六、一九三

(ハ) 会社調査

(昭和三十八年七月一日現在)

会社名	生産品名	昭和三十七年度 生産額(千円)	操業年月日	敷地面積	建設延面積	町民税法人税(円)
日野自動車工業株	各種自動車	三八六、六七、二九〇	昭一七、五、一	一三、九〇〇〇坪	五三、五三〇坪	七三、三五八、五七〇
小西六写真工業株	写真用フィルム薬品	三〇、九〇、九〇〇	昭二、一二、二二	四、五一七、五	一三、四三〇	三、二八七、一九〇
オリエント時計株	腕時計	一、八六五、一四〇	昭二五、七、一五	一、一〇〇、六	三、五六一	二、六九八、一〇〇

富士電機製造(株)	工業用計器 測定器	二、五三八八四〇	昭一八、五一七	四二、一一九	六、六六八	一〇、五九五、二一〇
神鋼電機(株)	電機振動器 変圧器	一、一四五三〇	昭二四、八一〇	一四、五七八	三、七〇八	二、二六九、七二〇
羽田ヒューム管(株)	高圧コンク リート	三七三、九六〇	昭一五、一〇、七	一三、〇〇〇	一、七八四	三、六〇三、〇一〇
日本本飾師(株)	篩 絹	二四、五七五〇	昭九、一、一	三、五五三	九〇五	五七〇、八四〇

注、(1) 操業年月日は本社または本店の操業年月日ではなく、日野町内にある支店または工場の操業年月日である。

(2) 町民税法人税割については、昭和三十七年度現年度分調定額である。





日野市立図書館 81-7354



1374905